

徳島県告示第三百四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、定置漁業、区画漁業及び共同漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年五月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

海 面 関 係

定 置 漁 業

- 一 公示番号 定第一号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 定置漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ぶり定置漁業	十月二十日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町伊座利沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- イ 基点定第一号 海部郡美波町伊座利通称伊座利東鼻に標示した標識
- ロ 基点定第一号から百五十三度、千三百七十五メートルの点
- ハ 基点定第一号から百八十二度三十分、千六百七十五メートルの点
- ニ 基点定第一号から二百二十九度三十分、七百六十メートルの点
- 基点定第一号から二百十度三十分、二百七十メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 地元地区 海部郡美波町伊座利

- 一 公示番号 定第二号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 定置漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ぶり定置漁業	十一月一日から七月二十日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- イ 基点定第三号 海部郡海陽町鞆浦通称手倉東鼻の東端に標示した標識
- ロ 基点定第三号から三十七度五十分、九百七十メートルの点
- ハ 基点定第三号から七十四度五十分、二千四百メートルの点
- ニ 基点定第三号から百四度三十分、二千三十メートルの点
- 基点定第三号から七十三度十分、三百九十メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 地元地区 海部郡海陽町鞆浦

（以上各免許に共通する事項）

- 一 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 二 申請期間 平成二十五年六月一日から同月三十日まで
- 三 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

区 画 漁 業

- 一 公示番号 区第一号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 （くるまぐる養殖業を除く。）	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町大須沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域

- イ 基点区第二号の二 徳島県、香川県界通称芝染の尾
- ロ 基点区第二号の二と香川県龍王山東窪重視線上千メートルの点
- ハ 基点区第三号 鳴門市北灘町折野字三津二番の一フトオ水落吐出口跡に標示した標識
- ニ 基点区第二号から〇度、五百五十メートルの点

三 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

共同漁業

- 一 公示番号 共第一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町地先  
4 漁場の区域 次の基点共第一号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点共第十三号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点共第一号 徳島県、香川県界通称芝朶の尾
- イ 基点共第一号と香川県龍王山東窪重視線上千八百五十メートルの点
- ロ 基点共第一号から兵庫県南あわじ市瀧子岬見通し線と鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称黒岩の鼻から香川県東かがわ市引田沖堤防突端見通し線との交点
- 基点共第九号 鳴門市北灘町栗田ハシカ谷一〇四番通称牛の鼻
- ハ 基点共第九号から三百五十四度三十分、九百メートルの点
- 基点共第十三号 鳴門市北灘町、瀬戸町界

- 二 制限又は条件 なし
- 三 基点共第十三号から三百二十四度三十分、九百メートルの点
- 四 関係地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 共第二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
たい小型定置漁業	三月十六日から六月十日まで
あじ小型定置漁業	六月十一日から二月末日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町地先  
4 漁場の区域 次の基点共第二号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点共第十三号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点共第二号 鳴門市北灘町大須字長浜五六番の一に標示した標識
- 基点共第一号 徳島県、香川県界通称芝朶の尾
- イ 基点共第一号と香川県龍王山東窪重視線上千メートルの点
- ロ 基点共第一号と香川県龍王山東窪重視線上千メートルの点
- 基点共第九号 鳴門市北灘町栗田ハシカ谷一〇四番通称牛の鼻
- ハ 基点共第九号から三百五十四度三十分、千八百メートルの点
- 基点共第十一号 鳴門市北灘町栗田字大岸七九番の一通称大岸の鼻一番ハエ東端
- ニ 基点共第十一号から三百五十四度三十分、二千二百メートルの点
- 基点共第十三号 鳴門市北灘町、瀬戸町界

制限又は条件 なし  
関係地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 共第三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
たい小型定置漁業	三月十六日から六月十日まで
あじ小型定置漁業	六月十日から一月十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第一号、イ及び基点共第二号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第一号 徳島県、香川県界通称芝菜の尾
- イ 基点共第一号と香川県龍王山東窪重視線上千メートルの点
- 基点共第二号 鳴門市北灘町大須字長浜五六番の一に標示した標識
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 鳴門市北灘町並びに香川県東かがわ市馬宿、小海、川股、黒羽、坂元、引田、吉田及び南野

- 一 公示番号 共第四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
たい小型定置漁業	三月十六日から六月十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
- 基点共第四号 鳴門市北灘町折野字屋敷六番に標示した標識
- イ 基点共第四号から三百五十四度三十分、二千七百メートルの点
- ロ 基点共第四号から三百五十四度三十分、四千五百メートルの点
- 基点共第八号 鳴門市北灘町大浦字東浦二〇番の一大浦川左岸下流端
- ハ 基点共第八号から三百五十四度三十分、四千五百メートルの点
- ニ 基点共第八号から三百五十四度三十分、二千七百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 共第五号
- 二 免許の名称及び漁業時期
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
たい小型定置漁業	三月十六日から六月十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町及び瀬戸町沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
- 基点共第十二号 鳴門市北灘町楠木字西山一九九番に標示した標識
- イ 基点共第十二号から三百四十一度三十分、二千八百メートルの点
- ロ 基点共第十二号から三百四十六度三十分、四千六百メートルの点
- ハ 基点共第十二号から四度三十分、四千六百メートルの点
- ニ 基点共第十二号から九度三十分、二千八百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 鳴門市北灘町及び瀬戸町北泊

- 一 公示番号 共第六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
たい小型定置漁業	三月十六日から七月十日まで
あじ小型定置漁業	六月十日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第十三号、イ及び基点共第十四号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第十三号 鳴門市北灘町、瀬戸町界
- イ 基点共第十三号から三百二十四度三十分、九百メートルの点
- 基点共第十四号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称烏帽子の鼻に標示した標識
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 鳴門市瀬戸町北泊及び堂浦

- 一 公示番号 共第七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
漁業の名称	漁業時期

もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先

次の基点共第十四号、イ、ロ、ハ及び基点共第十八号の各点を順次に結んだ四直線並びに基点共第十七号及び基点共第十六号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第十四号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称烏帽子の鼻に標示した標識

イ 基点共第十四号から二百六十四度三十分、二百メートルの点

ロ 基点共第十五号から三百五十四度三十分、二百メートルの点

ハ 基点共第十八号から三百五十四度三十分、二百メートルの点

基点共第十七号 鳴門市瀬戸町北泊通称立り岩の鼻

基点共第十六号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊一九五番通称観音ハト灯台

制限又は条件 なし

関係地区 鳴門市瀬戸町北泊

四 関係地区

一 公示番号 共第八号

二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第二種共同漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
-------	------

たい小型定置漁業	四月一日から七月十五日まで
あじ小型定置漁業	八月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先

次の基点共第十四号、イ、ロ、ハ及び基点共第十八号の各点を順次に結んだ四直線並びに基点共第十七号及び基点共第十六号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第十四号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称烏帽子の鼻に標示した標識

イ 基点共第十四号から二百六十四度三十分、二百メートルの点

ロ 基点共第十五号から三百五十四度三十分、二百メートルの点

ハ 基点共第十八号から三百五十四度三十分、二百メートルの点

基点共第十七号 鳴門市瀬戸町北泊通称立り岩の鼻

基点共第十六号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊一九五番通称観音ハト灯台

制限又は条件 なし

関係地区 鳴門市瀬戸町北泊

四 関係地区

一 公示番号 共第九号

二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種共同漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先

4 漁場の区域 次の基点共第十七号及び基点共第十六号、基点共第二十五号及び基点共第二十六号並びに基点共第三十一号及び基点共第三十二号の各点をそれぞれ結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点共第十七号 鳴門市瀬戸町北泊通称立り岩の鼻
  - 基点共第十六号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊一九五番通称観音ハト灯台
  - 基点共第二十五号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称宮の鼻に標示した標識
  - 基点共第二十六号 鳴門市瀬戸町高島字竹島番外五番通称竹島の鼻に標示した標識
  - 基点共第三十一号 鳴門市鳴門町高島字山路番外一番の高島渡船場石垣西角に標示した標識
- 基点共第三十二号 鳴門市撫養町大桑島水尾口中央
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 鳴門市瀬戸町堂浦及び北泊

一 公示番号 共第十号  
二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
よひえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海

4 漁場の区域 次の基点共第二十五号及び基点共第二十六号、基点共第二十二号及び基点共第二十四号並びに基点共第二十九号及び基点共第三十号の各点をそれぞれ結んだ三直線並びに基点共第二十六号の一、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及び基点共第二十六号の三の各点を順次に結んだ九直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点共第二十五号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称宮の鼻に標示した標識
- 基点共第二十六号 鳴門市鳴門町高島字竹島番外五番通称竹島の鼻に標示した標識

- 基点共第二十二号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称堀越突端
- 基点共第二十四号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二五八番通称堀越突端
- 基点共第二十九号 鳴門市鳴門町高島字中島長崎山通称鹿の首東南端
- 基点共第三十号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷二〇一番一通称鹿の首北西端
- 基点共第二十六号の一 基点共第二十六号から南東方向へ護岸上六百七十七メートルの点
- 基点共第二十六号の二 鳴門市鳴門町高島字竹島番外五番に標示した標識
- 基点共第二十六号の三 鳴門市鳴門町高島字北通称五平太跡の鼻北端

- ロ 基点共第二十六号の二から二十七度三十分、百八十五メートルの点
- ハ 基点共第二十六号の二から四十六度、三百二十三メートルの点
- ニ 基点共第二十六号の二から五十四度三十分、四百十七メートルの点
- ホ 基点共第二十六号の二から六十二度、五百四メートルの点
- ヘ 基点共第二十六号の二から七十度三十分、五百九十七メートルの点
- ト 基点共第二十六号の二から七十四度三十分、六百四十四メートルの点
- チ 基点共第二十六号の二から八十三度、五百九十七メートルの点

- 基点共第二十六号の三 鳴門市鳴門町高島字北通称五平太跡の鼻北端
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 鳴門市瀬戸町堂浦、室及び撫佐並びに鳴門町

一 公示番号 共第十一号  
二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海

4 漁場の区域 次の基点共第二十五号及び基点共第二十六号、基点共第二十二号及び基点共第二十四号並びに基点共第二十九号及び基点共第三十号の各点をそれぞれ結んだ三直線並びに基点共第二十六号の一、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及び基点共第二十六号の三の各点を順次に結んだ九直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点共第二十五号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称宮の鼻に標示した標識
- 基点共第二十六号 鳴門市鳴門町高島字竹島番外五番通称竹島の鼻に標示した標識
- 基点共第二十二号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称堀越突端
- 基点共第二十四号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二五八番通称堀越突端
- 基点共第二十九号 鳴門市鳴門町高島字中島長崎山通称鹿の首東南端

基点共第三十号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷二〇一番一 通称鹿の首北西端  
 基点共第二十六号の一 基点共第二十六号から南東方向へ護岸上六百七十七メートルの点

基点共第二十六号の二 鳴門市鳴門町高島字竹島番外五番に標示した標識  
 基点共第二十六号の二から三百五十一度三十分、百三十五メートルの点

基点共第二十六号の二から二十七度三十分、百八十五メートルの点  
 基点共第二十六号の二から四十六度、三百二十三メートルの点

基点共第二十六号の二から五十四度三十分、四百十七メートルの点  
 基点共第二十六号の二から六十二度、五百四メートルの点

基点共第二十六号の二から七十度三十分、五百九十七メートルの点  
 基点共第二十六号の二から七十四度三十分、六百四十四メートルの点  
 基点共第二十六号の二から八十三度、五百九十七メートルの点

基点共第二十六号の三 鳴門市鳴門町高島字北通称五平太跡の鼻北端  
 制限又は条件 なし  
 関係地区 鳴門市瀬戸町堂浦、室及び撫佐並びに鳴門町

一 公示番号 共第十二号  
 二 免許の内容たるべき事項  
 1 漁業の種類 第三種共同漁業  
 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つぎいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町沖合  
 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
 基点共第十八号 鳴門市瀬戸町大島田通称瀬の肩の鼻

イ 基点共第十八号から香川県東かがわ市通称蕪越の鼻見通し線上五百メートルの点  
 制限又は条件 なし  
 関係地区 鳴門市瀬戸町及び鳴門町

一 公示番号 共第十三号  
 二 免許の内容たるべき事項  
 1 漁業の種類 第三種共同漁業  
 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
漁業	時期

つぎいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町沖合  
 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
 基点共第十九号 鳴門市瀬戸町大島田通称思崎の鼻

イ 基点共第十九号から三十九度、千九百メートルの点  
 制限又は条件 なし  
 関係地区 鳴門市瀬戸町及び鳴門町

一 公示番号 共第十四号  
 二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種共同漁業  
 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ささえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先  
 4 漁場の区域 次の基点共第十八号、イ、ロ、ハ、基点共第二十三号及び基点共第二十二号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第十八号 鳴門市瀬戸町大島田通称瀬の肩の鼻  
 イ 基点共第十八号から三百五十四度三十分、二百メートルの点  
 基点共第十九号 鳴門市瀬戸町大島田通称思崎の鼻  
 ロ 基点共第十九号から八十四度三十分、二百メートルの点

基点共第二十一号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称竹が谷の鼻に標示した標識

基点共第二十三号 鳴門市鳴門町、瀬戸町界通称堀越中央  
 基点共第二十一号から鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七〇番通称時崎の鼻に標示した標識見通し線と基点共第二十三号から兵庫県南あわじ市沖ノ島見通し線との交点

基点共第二十二号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称堀越突端

制限又は条件 なし  
 関係地区 鳴門市瀬戸町室及び撫佐

一 公示番号 共第十五号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第二種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
いそ建網漁業	十一月一日から五月三十一日まで
あじ小型定置漁業	四月一日から一月三十一日まで

3 漁場の区域 次の基点共第十八号、イ、ロ、ハ、基点共第二十三号及び基点共第二十二号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第十八号 鳴門市瀬戸町大島田通称瀬の肩の鼻

イ 基点共第十八号から三百五十四度三十分、二百メートルの点

基点共第十九号 鳴門市瀬戸町大島田通称思崎の鼻

ロ 基点共第十九号から八十四度三十分、二百メートルの点

基点共第二十一号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称竹が谷の鼻に標示した標識

基点共第二十三号 鳴門市鳴門町、瀬戸町界通称堀越中央

ハ 基点共第二十一号から鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七〇番通称時崎の鼻に標示した標識見通し線と基点共第二十三号から兵庫県南あわじ市沖ノ島見通し線との交点

基点共第二十二号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称堀越突端

制限又は条件 なし

関係地区 鳴門市瀬戸町室及び撫佐

三

四

一 公示番号 共第十六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第三種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町沖合  
 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域

基点共第二十号 鳴門市瀬戸町室通称番屋の鼻

イ 基点共第二十号から兵庫県南あわじ市阿那賀通称鏝崎見通し線上千七百メートルの点

制限又は条件 なし

関係地区 鳴門市瀬戸町及び鳴門町

一 公示番号 共第十七号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第三種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市鳴門町沖合

漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域

基点共第三十四号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七〇番通称時崎の鼻に標示した標識

イ 基点共第三十四号から三百二十四度三十分、千七百メートルの点

制限又は条件 なし

関係地区 鳴門市瀬戸町及び鳴門町

一 公示番号 共第十八号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第三種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市鳴門町沖合

漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域

基点共第三十四号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七〇番通称時崎の鼻に標示した標識

- イ 制限又は条件 基点共第三十四号から三百四度三十分、九百メートルの点  
なし
- 四 関係地区 鳴門市瀬戸町及び鳴門町

- 一 公示番号 共第十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あじ小型定置漁業	四月一日から一月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第三十三号、イ、ロ及び基点共第三十四号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点共第三十三号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二六六番地の二に標示した標識
- 基点共第二十三号 鳴門市鳴門町、瀬戸町界通称堀越中央
- イ 基点共第二十三号から兵庫県南あわじ市沖ノ島見通し線と基点共第三十三号から三百二十七度三十分の線との交点
- 基点共第三十四号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七〇番通称時崎の鼻に標示した標識
- 基点共第二十一号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称竹が谷の鼻に標示した標識
- ロ 基点共第二十三号から兵庫県南あわじ市沖ノ島見通し線と基点共第三十四号から基点共第二十一号見通し線との交点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池、字大毛、字黒山、字大谷及び字高砂

- 一 公示番号 共第二十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第三十三号、イ、ロ及び基点共第三十四号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第三十三号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二六六番地の二に標示した標識
- 基点共第二十三号 鳴門市鳴門町、瀬戸町界通称堀越中央
- イ 基点共第二十三号から兵庫県南あわじ市沖ノ島見通し線と基点共第三十三号から三百二十七度三十分の線との交点
- 基点共第三十四号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七〇番通称時崎の鼻に標示した標識
- 基点共第二十一号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称竹が谷の鼻に標示した標識
- ロ 基点共第二十三号から兵庫県南あわじ市沖ノ島見通し線と基点共第三十四号から基点共第二十一号見通し線との交点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池、字大毛、字黒山、字大谷及び字高砂

- 一 公示番号 共第二十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで



わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市鳴門町地先

4 漁場の区域 次の基点共第三十五号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点共第四十号の各点を順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第三十五号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七四番の二通称御膳石

イ 基点共第三十五号から三百五十四度三十分、二百七メートルの点

基点共第三十六号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池六五番の一通称孫崎の鼻

ロ 基点共第三十六号から三百五十四度三十分の直線とイから三十九度三十分の直線との交点

基点共第三十七号 鳴門市鳴門町裸島最高頂

ハ 基点共第三十六号から兵庫県南あわじ市北横瀬見通し線と基点共第三十七号から四十四度十六分の直線との交点

基点共第三十八号 鳴門市鳴門町飛島最高頂

ニ 基点共第三十七号から九十八度十六分の直線と基点共第三十八号から兵庫県南あわじ市南横瀬見通し線との交点

基点共第四十号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂通称竜宮磯東端に標示した標識

基点共第四十号の一 基点共第四十号から二百度、百メートルの点

ホ 基点共第四十号の一から九十度、二百メートルの点  
制限又は条件 なし  
関係地区 鳴門市鳴門町

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市鳴門町沖合

4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第三十八号 鳴門市鳴門町飛島最高頂

イ 基点共第三十八号から二百七十度、二百五十メートルの点

制限又は条件 なし

4 関係地区 鳴門市瀬戸町、鳴門町及び里浦町

一 公示番号 共第二十三号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第二種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あじ小型定置漁業	四月一日から二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市鳴門町地先

4 漁場の区域 次の基点共第三十九号の一、イ、ロ及び基点共第四十号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第三十九号の一 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛に標示した標識

イ 基点共第三十九号の一から九十九度三十分、二百メートルの点

基点共第四十号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂通称竜宮磯東端に標示した標識

ロ 基点共第四十号から兵庫県南あわじ市潮崎見通し線上二百メートルの点

三 制限又は条件 なし

四 関係地区 鳴門市鳴門町

- 一 公示番号 共第二十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第三十九号、イ、ロ及び基点共第四十一号との各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- イ 基点共第三十九号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛一四七番通称網干東端  
基点共第三十九号から八十四度三十分の直線と鳴門市里浦町大磯崎東端から鳴門市鳴門町飛島最高頂見通し線との交点
- ロ 基点共第四十一号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊通称遠見の鼻  
基点共第四十一号から兵庫県南あわじ市潮崎見通し線と鳴門市里浦町大磯東端から鳴門市鳴門町飛島最高頂見通し線との交点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 鳴門市鳴門町

- 一 公示番号 共第二十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第四十号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂通称竜宮磯東端に標示した標識
- イ 基点共第四十号から兵庫県南あわじ市小浦の鼻見通し線上二千メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 鳴門市瀬戸町、鳴門町及び里浦町

- 一 公示番号 共第二十六号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第三十六号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池六五番の一通称孫崎の鼻
- イ 基点共第三十六号から三百十度、六百五十メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 鳴門市瀬戸町及び鳴門町

- 一 公示番号 共第二十七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第四十一号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊通称遠見の鼻
- イ 基点共第四十一号から兵庫県南あわじ市小浦の鼻見通し線上三千三百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 鳴門市瀬戸町、鳴門町及び里浦町

- 一 公示番号 共第二十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第四十三号 鳴門市撫養町岡崎字二等道路東九九番の一に標示した標識  
イ 基点共第四十三号から兵庫県南あわじ市本庄川口見通し線上三千四百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 鳴門市瀬戸町、鳴門町及び里浦町

一 公示番号 共第二十九号	漁業の名称	漁業時期
二 免許の内容たるべき事項		
1 漁業の種類 第三種共同漁業		
2 漁業の名称及び漁業時期		
三 制限又は条件 なし		
四 関係地区 鳴門市瀬戸町、鳴門町及び里浦町		
一 公示番号 共第三十号	漁業の名称	漁業時期
二 免許の内容たるべき事項		
1 漁業の種類 第一種共同漁業		
2 漁業の名称及び漁業時期		
三 制限又は条件 なし		
四 関係地区 鳴門市瀬戸町、鳴門町及び里浦町		

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第四十三号 鳴門市撫養町岡崎字二等道路東九九番の一に標示した標識  
イ 基点共第四十三号から兵庫県南あわじ市本庄川口見通し線上二千三百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 鳴門市瀬戸町、鳴門町及び里浦町

一 公示番号 共第三十号	漁業の名称	漁業時期
二 免許の内容たるべき事項		
1 漁業の種類 第一種共同漁業		
2 漁業の名称及び漁業時期		
三 制限又は条件 なし		
四 関係地区 鳴門市瀬戸町、鳴門町及び里浦町		

あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町土佐泊浦沖合
- 4 漁場の区域 次の基点共第四十二号を中心として半径二百メートルの円周と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点共第四十二号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊通称すいし
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊

- 一 公示番号 共第三十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市里浦町及び撫養町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第四十三号、イ、ロ、ハ及び基点共第四十七号の各点を順

次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第四十三号 鳴門市撫養町岡崎字二等道路東九九番の一に標示した標識

イ 基点共第四十三号から兵庫県南あわじ市潮崎見通し線とロから兵庫県南あわじ市門崎見通し線との交点

基点共第四十六号 鳴門市里浦町里浦字平松三四番の二二七通称大磯崎東端

ロ 基点共第四十六号から兵庫県南あわじ市潮崎見通し線上千五百メートルの点

基点共第四十七号 鳴門市里浦町里浦字平松三五八番の五に標示した標識

ハ 基点共第四十七号から兵庫県南あわじ市潮崎見通し線上千五百メートルの点

三 制限又は条件 なし

四 関係地区 鳴門市里浦町

一 公示番号 共第三十二号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第二種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市里浦町及び撫養町地先

4 漁場の区域 次の基点共第四十四号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点共第四十七号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第四十四号 鳴門市里浦町里浦字坂田四三二番の四三通信保養所敷地跡東北端に標示した標識

基点共第四十三号 鳴門市撫養町岡崎字二等道路東九十九番の一に標示した標識

イ 基点共第四十三号から兵庫県南あわじ市潮崎見通し線と基点共第四十四号から三十四度三十分の直線との交点

ロ 基点共第四十三号から兵庫県南あわじ市潮崎見通し線とハから兵庫県南あわじ市門崎見通し線との交点

基点共第四十六号 鳴門市里浦町里浦字平松三四番の二二七通称大磯崎東端

ハ 基点共第四十六号から兵庫県南あわじ市潮崎見通し線上千五百メートルの点

基点共第四十七号 鳴門市里浦町里浦字平松三五八番の五に標示した標識

ニ 基点共第四十七号から兵庫県南あわじ市潮崎見通し線上千五百メートルの点

三 制限又は条件 なし

四 関係地区 鳴門市里浦町

一 公示番号 共第三十三号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第三種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つぎいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市里浦町沖合

4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域

基点共第四十六号 鳴門市里浦町里浦字平松三四番の二二七通称大磯崎東端

イ 基点共第四十六号から九十度、二千メートルの点

三 制限又は条件 なし

四 関係地区 鳴門市瀬戸町、鳴門市及び里浦町

一 公示番号 共第三十五号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つぎいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市里浦町沖合

4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域

基点共第四十六号 鳴門市里浦町里浦字平松三四番の二二七通称大磯崎東端

イ 基点共第四十六号から兵庫県南あわじ市潮崎見通し線上千メートルの点

三 制限又は条件 なし

四 関係地区 鳴門市里浦町

一 公示番号 共第三十四号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第三種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 制限又は条件 なし

四 関係地区 鳴門市里浦町

わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さるぼう漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たいらぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とりがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

4 漁場の区域

鳴門市里浦町地先の基点共第四十七号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点共第五十号の各点を順次に結んで直線並びに基点共第四十九号の一、基点共第四十八号の一及び基点共第四十八号の各点を順次に結んで二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第四十七号 鳴門市里浦町里浦字平松三五八番の五に標示した標識  
基点共第四十七号から兵庫県南あわじ市潮崎見通し線上千五百メートルの点

基点共第五十号 板野郡松茂町豊久字豊久開拓五〇番の五に標示した標識

基点共第五十号から百七度、二千メートルの点

基点共第五十号から百七度、九百五十メートルの点

基点共第五十号から九十八度、九百五十メートルの点

基点共第五十号から九十四度三十分、四百五十メートルの点

基点共第五十号から九十度三十分、二百二十メートルの点

基点共第五十号の一 板野郡松茂町豊久字豊久開拓一番の四七に標示した標識

基点共第四十九号の一 板野郡松茂町豊久字豊久開拓四五番旧吉野川右岸導流堤突端

基点共第四十八号の一 鳴門市里浦町里浦字恵美寿旧吉野川左岸導流堤突端

基点共第四十八号 鳴門市里浦町里浦字恵美寿旧吉野川左岸導流堤基部

制限又は条件 なし

関係地区 鳴門市里浦町

一 公示番号 共第三十六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第二種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

4 漁場の区域

鳴門市里浦町地先の基点共第四十七号、イ、ロ及び基点共第四十八号の各点を順次に結んで三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第四十七号 鳴門市里浦町里浦字平松三五八番の五に標示した標識

基点共第四十七号から兵庫県南あわじ市潮崎見通し線上七百メートルの点

基点共第四十八号 鳴門市里浦町里浦字恵美寿旧吉野川左岸導流堤基部

基点共第四十八号の一 鳴門市里浦町里浦字恵美寿旧吉野川左岸導流堤突端

基点共第四十八号から基点共第四十八号の一見通し線上七百メートルの点

制限又は条件 なし

関係地区 鳴門市里浦町

一 公示番号 共第三十七号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第二種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期

ちぬ小型定置漁業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 板野郡松茂町地先
- 4 漁場の区域 次のイ、基点共第四十九号の一、ロ、ハ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点共第四十九号 板野郡松茂町豊久字豊久開拓四五四番旧吉野川右岸導流堤基部  
基点共第四十九号から導流堤上二百メートルの点

基点共第四十九号の一 板野郡松茂町豊久字豊久開拓四五四番旧吉野川右岸導流堤突端

- 一 公示番号 共第三十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 鳴門市里浦町

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さるぼう漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たいらぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とりがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

うに漁業

一月一日から十二月三十一日まで

なまこ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 板野郡松茂町地先
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ及びイの各点を順次に結んだ十二直線によって囲まれた区域

イ 基点共第五十号 板野郡松茂町豊久字豊久開拓五〇番の五に標示した標識  
基点共第五十号から百七度、二千メートルの点

ロ 基点共第五十号から百七度、九百五十メートルの点

ハ 基点共第五十号から百四十七度三十分、千三百五十メートルの点

ニ 基点共第五十号から百五十六度三十分、千三百メートルの点

ホ 基点共第五十一号 板野郡松茂町豊岡字山ノ手通称切戸に標示した標識  
基点共第五十一号から六十一度三十分、千三百三十メートルの点

ヘ 基点共第五十一号から七十二度三十分、九百八十メートルの点

ト 基点共第五十一号から八十度、九百メートルの点

チ 基点共第五十一号から八十五度、八百メートルの点

リ 基点共第五十一号から八十七度三十分、六百九十メートルの点

ヌ 基点共第五十一号から八十七度三十分、五百メートルの点

ル 基点共第五十一号から百七度、四百三十メートルの点

ヲ 基点共第五十一号から百七度、二千メートルの点

三 制限又は条件 なし

四 関係地区 板野郡松茂町

- 一 公示番号 共第三十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 板野郡松茂町地先
  - 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ及びイの各点を順次に結んだ十二直線によって囲まれた区域
- イ 基点共第五十号 板野郡松茂町豊久字豊久開拓五〇番の五に標示した標識  
基点共第五十号から百七度、千三百メートルの点

- ロ 基点共第五十号から百七度、九百五十メートルの点
- ハ 基点共第五十号から百四十七度三十分、千三百五十メートルの点
- ニ 基点共第五十号から百五十六度三十分、千三百メートルの点
- 基点共第五十一号 板野郡松茂町豊岡字山ノ手通称切戸に標示した標識
- ホ 基点共第五十一号から六十一度三十分、千三百メートルの点
- ヘ 基点共第五十一号から七十二度三十分、九百八十メートルの点
- ト 基点共第五十一号から八十度、九百メートルの点
- チ 基点共第五十一号から八十五度、八百メートルの点
- リ 基点共第五十一号から八十七度三十分、六百九十メートルの点
- ヌ 基点共第五十一号から八十七度三十分、五百メートルの点
- ル 基点共第五十一号から百七度、四百三十メートルの点
- ヲ 基点共第五十一号から百七度、千三百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 板野郡松茂町

- 一 公示番号 共第四十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さるぼう漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たいらぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とりがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 板野郡松茂町及び徳島市川内町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第五十一号の一、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、基点共第五十五号及び基点共第五十四号の各点を順次に結んだ九直線並びに基点共第五十三号及び基点共第五十二号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

- 基点共第五十一号の一 板野郡松茂町長原の堤に標示した標識
- イ 基点共第五十一号の一から百五度、三百九十メートルの点
- ロ 基点共第五十一号の一から九十八度三十分、三百九十メートルの点
- ハ 基点共第五十一号の一から九十六度三十分、二百五十メートルの点
- 基点共第五十一号 板野郡松茂町豊岡字山ノ手通称切戸に標示した標識
- ニ 基点共第五十一号から百七度、四百三十メートルの点
- ホ 基点共第五十一号から百七度、二千メートルの点
- 基点共第五十四号 徳島市川内町旭野吉野川左岸〇・〇キロメートルキロ杭
- ヘ 基点共第五十四号から百七度、二千メートルの点
- ト 基点共第五十五号 徳島市北沖吉野川右岸〇・〇キロメートルキロ杭
- 基点共第五十五号から百七度、二千メートルの点
- 基点共第五十三号 徳島市川内町旭野今切川右岸導流堤基部
- 基点共第五十二号 板野郡松茂町長原今切川左岸導流堤基部
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 板野郡松茂町及び徳島市川内町

- 一 公示番号 共第四十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 板野郡松茂町及び徳島市川内町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第五十一号の一、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、基点

共第五十五号及び基点共第五十四号の各点を順次に結んだ十直線並びに基点共第五十三号及び基点共第五十二号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第五十一号の一 板野郡松茂町長原の堤に標示した標識

イ 基点共第五十一号の一から百七度、三百九十メートルの点

ロ 基点共第五十一号の一から九十八度三十分、三百九十メートルの点

ハ 基点共第五十一号の一から九十六度三十分、二百五十メートルの点

ニ 基点共第五十一号 板野郡松茂町豊岡宇山ノ手通称切戸に標示した標識

ホ 基点共第五十一号から百七度、四百三十メートルの点

ヘ 基点共第五十三号 徳島市川内町旭野今切川右岸導流堤基部

ト 基点共第五十三号から百七度、七百メートルの点

チ 基点共第五十五号 徳島市北沖洲吉野川右岸〇・〇キロメートルキロ杭

基点共第五十五号から百七度、千五百メートルの点

基点共第五十四号 徳島市川内町旭野吉野川左岸〇・〇キロメートルキロ杭

基点共第五十二号 板野郡松茂町長原今切川左岸導流堤基部

制限又は条件 今切港導流堤内及び同導流堤両突端からそれぞれ八十四度三十分の二直線によって挟まれた区域には、小型定置漁具を設置してはならない

また、吉野川河口から同沖合海面までの間は、航路幅を百メートル以上設定しなければならない。

板野郡松茂町及び徳島市川内町

四 関係地区

一 公示番号 共第四十二号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業 時期
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さるぼう漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ばががい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 徳島市地先

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びイの各点を順次に結んだ七直線によって囲まれた区域

基点共第五十五号 徳島市北沖洲吉野川右岸〇・〇キロメートルキロ杭

イ 基点共第五十五号から百七度、八百七十メートルの点

ロ 基点共第五十五号から百七度、二千メートルの点

ハ 基点共第五十五号から百六十二度三十分、千九百五十五メートルの点

ニ 基点共第五十五号から百四十二度三十分、千四百八十メートルの点

ホ 基点共第五十五号から百五十一度三十分、千七百七十五メートルの点

ヘ 基点共第五十五号から百四十三度三十分、千七百七十五メートルの点

ト 基点共第五十五号から百四十五度三十分、千二百メートルの点

制限又は条件 なし

関係地区 徳島市津田町、津田本町、新浜町、新浜本町及び昭和町

一 公示番号 共第四十三号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業 時期
さるぼう漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ばががい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 徳島市沖洲地先

4 漁場の区域 次の基点共第五十五号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点共第五十五号の各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域

基点共第五十五号 徳島市北沖洲吉野川右岸〇・〇キロメートルキロ杭

イ 基点共第五十五号から百七度、八百七十メートルの点

ロ 基点共第五十五号から百四十五度三十分、千二百メートルの点

基点共第五十五号の一 基点共第五十五号から沖洲護岸堤防上南へ五百五十五メートルの点

ハ 口から基点共第五十五号の一見通し線上四百二十九メートルの点

ニ 基点共第五十五号から百三十九度五分、四百八十三メートルの点

制限又は条件 なし

三



四 関係地区 徳島市北沖洲一丁目から北沖洲四丁目まで及び南沖洲一丁目から南沖洲五丁目まで

- 一 公示番号 共第四十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さるぼう漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 徳島市津田町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第五十九号、イ、ロ、基点共第六十号及び基点共第五十九号の各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
  - 基点共第五十九号 徳島市津田海岸町津田木工団地南護岸基部
  - イ 基点共第五十九号から百十六度、千百メートルの点
  - 基点共第六十号 徳島市大原町大神子三番通称御殿松に標示した標識
  - ロ 基点共第六十号から通称亀磯灯台見通し線上六百八十メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 徳島市津田町、津田本町、新浜町、新浜本町及び昭和町
- 二 公示番号 共第四十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 徳島市及び小松島市沖合
- 4 漁場の区域 次の基点共第六十一号を中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域
  - 基点共第六十一号 徳島市沖合通称亀磯灯台
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 徳島市津田町、津田本町、新浜町、新浜本町及び昭和町並びに小松島市小松島町、横須町、中田町及び和島町
- 一 公示番号 共第四十六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 徳島市大原町及び小松島市中田町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第六十号、イ、ロ、基点共第六十三号、ハ及び基点共第六十四号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点共第六十号 徳島市大原町大神子三番通称御殿松に標示した標識
- イ 基点共第六十号から通称亀磯灯台見通し線上千二百メートル
- 基点共第六十二号 徳島市大原町通称大崎南端
- ロ 基点共第六十二号から八十四度三十分、五百メートルの点
- 基点共第六十三号 徳島市大原町通称雉子岩最高頂
- 基点共第六十四号 小松島市徳島小松島港本港北防波堤突端
- 基点共第六十四号から通称亀磯灯台見通し線上五百メートルの点
- ハ 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 徳島市大原町並びに小松島市小松島町、横須町及び中田町
- 四 公示番号 共第四十七号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 徳島市大原町及び小松島市中田町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第六十号、イ、ロ、基点共第六十三号、ハ及び基点共第六十四号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- イ 基点共第六十号 徳島市大原町大神子三番通称御殿松に標示した標識
- 基点共第六十二号 徳島市大原町通称大崎南端
- ロ 基点共第六十二号から八十四度三十分、五百メートルの点
- 基点共第六十三号 徳島市大原町通称雉子岩最高頂
- 基点共第六十四号 小松島市徳島小松島港本港北防波堤突端
- ハ 基点共第六十四号から通称亀磯灯台見通し線上五百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 徳島市大原町並びに小松島市小松島町、横須町及び中田町
- 四 公示番号 共第四十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 一 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
おこりの漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とりがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 小松島市小松島町及び金磯町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第六十五号、イ及び基点共第六十六号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- イ 基点共第六十五号 小松島市徳島小松島港本港南防波堤基部
- 基点共第六十六号 小松島市金磯町弁天山最高頂
- 基点共第六十五号から小松島市和田島町字遠見和田ノ鼻灯台見通し線と基点共第六十六号から通称亀磯灯台見通し線との交点
- ハ 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 小松島市小松島町、横須町、中田町及び金磯町
- 四 公示番号 共第四十九号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 小松島市小松島町及び金磯町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第六十五号、イ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- イ 基点共第六十五号 小松島市徳島小松島港本港南防波堤基部
- 基点共第六十五号から小松島市和田島町字遠見和田ノ鼻灯台見通し線上二百五十メートルの点
- ロ 基点共第六十五号から二見通し線上五百二十五メートルの点
- ハ 小松島市金磯町通称金磯岸壁北端から徳島小松島港津田外防波堤南灯台見通し線上三百八十メートルの点

- 二 小松島市金磯町通称金磯岸壁北端
- 三 制限又は条件 漁場の区域を明示するため航行する船舶から視認できる灯標を設置しなければならない。
- 四 関係地区 小松島市小松島町、横須町、中田町及び金磯町

- 一 公示番号 共第五十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 小松島市和田島町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第六十九号の二、イ及び基点共第七十号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第六十九号の二 小松島市和田島町字西浜手徳島小松島港和田島北防波堤基部
- 基点共第七十号 小松島市和田島町字洲端突堤突端
- イ 基点共第七十号から百五十一度、四百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 小松島市小松島町、横須町、中田町及び和田島町

- 一 公示番号 共第五十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さば小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 小松島市和田島町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第七十一号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点共第七十七号の各点を順次に結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第七十一号 小松島市和田島町字洲端突堤基部
- イ 基点共第七十一号から小松島市徳島小松島港本港南防波堤基部見通し

- 線上二百メートルの点
- 基点共第七十二号 小松島市和田島町字遠見に標示した標識
- ロ 基点共第七十二号から小松島市通称根井鼻見通し線上二百メートルの点

- 基点共第七十三号 小松島市和田島町字遠見和田ノ鼻灯台
- ハ 基点共第七十三号から通称亀磯灯台見通し線上二百五十メートルの点
- 基点共第七十四号 小松島市和田島町字浜田に標示した標識
- ニ 基点共第七十四号から六十二度、三百メートルの点
- 基点共第七十五号 小松島市和田島町字東新開に標示した標識
- ホ 基点共第七十五号から六十二度、三百メートルの点
- 基点共第七十六号 小松島市和田島町字東浜手に標示した標識
- ヘ 基点共第七十六号から六十二度、三百メートルの点
- 基点共第七十七号の一 小松島市和田島町東浜手六番海岸保全区域標杭の七番通称三石柱から護岸上南へ五十四メートルの点
- ト 基点共第七十七号の一から六十二度、三百メートルの点

- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 小松島市和田島町

- 一 公示番号 共第五十二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
おごり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とりがいの漁業	一月一日から十二月三十一日まで

いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 小松島市和田島町地先

次の基点共第七十一号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点共第七十七号の各点を順次に結んだ七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第七十一号 小松島市和田島町字洲端突堤基部

基点共第七十一号から小松島市徳島小松島港本港南防波堤基部見通し線上三百メートルの点

基点共第七十二号 小松島市和田島町字遠見に標示した標識

基点共第七十二号から小松島市通称根井鼻見通し線上三百メートルの点

基点共第七十三号 小松島市和田島町字遠見和田ノ鼻灯台

基点共第七十三号から通称亀磯灯台見通し線上四百五十メートルの点

基点共第七十三号から七十七度、八百九十メートルの点

基点共第七十六号 小松島市和田島町東浜手に標示した標識

基点共第七十六号から七十七度、八百八十メートルの点

基点共第七十七号の一 小松島市和田島町東浜手六番海岸保全区域標杭の七番通称三

石柱から護岸上南へ五十四メートルの点

基点共第七十七号の一から六十二度、八百メートルの点

制限又は条件 なし

関係地区 小松島市和田島町

公示番号 共第五十三号

免許の内容たるべき事項

漁業の種類 第一種共同漁業

漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

わかめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

おごり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市那賀川町地先

次の基点共第七十七号の一、イ、ロ及び基点共第八十号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第七十七号の一 小松島市和田島町東浜手六番海岸保全区域標杭の七番通称三

石柱から護岸上南へ五十四メートルの点

基点共第七十七号の一から六十二度、八百メートルの点

基点共第八十号 阿南市那賀川町苅屋五一七番地先と阿南市那賀川町芳崎四九三番の

一地先との境界

基点共第八十号から六十二度、八百メートルの点

制限又は条件 なし

関係地区 阿南市那賀川町色ヶ島及び江野島

公示番号 共第五十四号

免許の内容たるべき事項

漁業の種類 第二種共同漁業

漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

ちぬ小型定置漁業

一月一日から十二月三十一日まで

いそ建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市那賀川町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第七十七号の一、イ、ロ及び基点共第八十号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第七十七号の一 小松島市和田島町東浜手六番海岸保全区域標杭の七番通称三石柱から護岸上南へ五十四メートルの点

イ 基点共第七十七号の一から六十二度、千メートルの点  
阿南市那賀川町苅屋五一七番地先と阿南市那賀川町芳崎四九三番の

一 地先との境界  
基点共第八十号から六十二度、千メートルの点

- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市那賀川町色ヶ島及び江野島

- 一 公示番号 共第五十五号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市那賀川町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径百メートルの円周によって囲まれた区域

基点共第七十八号 阿南市那賀川町江野島通称江野島第七号突堤南端

イ 基点共第七十八号から六十二度、七百メートルの点

- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市那賀川町色ヶ島及び江野島

- 一 公示番号 共第五十六号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市那賀川町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径百メートルの円周によって囲まれた区域

基点共第七十九号 阿南市那賀川町今津浦通称今津浦樋門南端

- 三 制限又は条件 基点共第七十九号から六十二度、七百メートルの点  
なし
- 四 関係地区 阿南市那賀川町色ヶ島及び江野島

- 一 公示番号 共第五十七号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
おごり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ばががい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市那賀川町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第八十号、イ、ロ、ハ、ニ、基点共第八十三号及び基点共第八十二号の各点を順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第八十号 阿南市那賀川町苅屋五一七番地先と阿南市那賀川町芳崎四九三番の一 地先との境界

イ 基点共第八十号から六十二度、八百メートルの点

ロ 基点共第八十二号 阿南市那賀川町みどり台中島港左岸導流堤基部

ハ 基点共第八十三号 阿南市那賀川町中島那賀川左岸〇・〇キロメートルキロ杭

ニ 基点共第八十四号 阿南市辰巳町通称開拓地東北端

基点共第八十三号から基点共第八十四号見通し線上の阿南市那賀川町

- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市那賀川町中島及び上福井

- 一 公示番号 共第五十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市那賀川町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第八十号、イ、ロ、ハ、ニ、基点共第八十三号及び基点共第八十二号の各点を順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第八十号 阿南市那賀川町苅屋五一七番地先と阿南市那賀川町芳崎四九三番の地先との境界

イ 基点共第八十号から六十二度、八百メートルの点

ロ 基点共第八十二号 阿南市那賀川町みどり台中島港左岸導流堤基部

ハ 基点共第八十三号 阿南市那賀川町中島那賀川左岸〇・〇キロメートルキロ杭

ニ 基点共第八十四号 阿南市辰巳町通称開拓地東北端

基点共第八十三号から基点共第八十四号見通し線上の阿南市那賀川町、辰巳町界

- 三 制限又は条件 那賀川河口から同沖合海面までの間は、航路幅を百メートル以上設定しななければならない。
- 四 関係地区 阿南市那賀川町中島及び上福井

- 一 公示番号 共第五十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期

つきいそ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市那賀川町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径百メートルの円周によって囲まれた区域
- 基点共第八十三号 阿南市那賀川町中島那賀川左岸〇・〇キロメートルキロ杭
- イ 基点共第八十三号から五十五度二分、千百十メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市那賀川町中島及び上福井

- 一 公示番号 共第六十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
おごりの漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市辰巳町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第八十四号、イ、ロ、ハ及び基点共第八十五号の各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第八十三号 阿南市那賀川町中島那賀川左岸〇・〇キロメートルキロ杭

イ 基点共第八十四号 阿南市辰巳町通称開拓地東北端

基点共第八十三号から基点共第八十四号見通し線上の阿南市那賀川町、辰巳町界

ロ イから九十一度三十分、五百メートルの点

ハ 基点共第八十五号 阿南市辰巳町派川那賀川左岸導流堤基部

ニ 基点共第八十五号から八十九度三十分、五百七十七メートルの点

- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市福村町、畷町及び向原町並びに那賀川町中島及び上福井

- 一 公示番号 共第六十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

4 漁場の区域

阿南市辰巳町地先  
次の基点共第八十四号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点共第八十七号の各点を順次に結んだ六直線並びに基点共第八十六号、ヘ、ト及び基点共第八十五号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第八十三号 阿南市那賀川中島那賀川左岸○・○キロメートルキロ杭  
基点共第八十四号 阿南市辰巳町通称開拓地東北端  
基点共第八十三号から基点共第八十四号見通し線上の阿南市那賀川町、辰巳町界

基点共第八十三号から百十五度、千七百メートルの点

基点共第八十八号 阿南市除町亀崎通称白石西北端

基点共第八十八号から三百五十四度三十分、五百メートルの点

基点共第九十号 阿南市除町通称青島馬礁の鼻

基点共第九十号から阿南市青島東方通称三ツ石最高頂見通し線上千五百メートルの点

基点共第八十七号 阿南市除町亀崎九二番通称亀崎突端に標示した標識

基点共第八十七号から阿南市除町地先丸島南端見通し線上千二百メートルの点

基点共第八十六号 阿南市豊益町派川那賀川右岸導流堤突端

基点共第八十六号から三十四度三十分、二百七十メートルの点

基点共第八十五号 阿南市辰巳町派川那賀川左岸導流堤基部

基点共第八十五号から八十九度三十分、八百五十メートルの点

制限又は条件 なし

関係地区 阿南市福村町、除町及び向原町

一 公示番号 共第六十二号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
-------	------

おごり漁業

ばかがい漁業

はまぐり漁業

たこ漁業

おごり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

4 漁場の区域

阿南市豊益町地先  
次の基点共第八十六号及び基点共第八十七号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第八十六号 阿南市豊益町派川那賀川右岸導流堤突端

基点共第八十七号 阿南市除町亀崎九二番通称亀崎突端に標示した標識

制限又は条件 なし

関係地区 阿南市福村町、除町及び向原町

一 公示番号 共第六十三号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで

なまこ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市除町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第八十七号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点共第八十七号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点共第八十七号 阿南市除町亀崎九二番通称亀崎突端に標示した標識
  - 基点共第八十八号 阿南市除町亀崎通称白石西北端
  - 基点共第八十八号から三百五十四度三十分、五百メートルの点
  - 基点共第九十号 阿南市除町通称青島馬礁の鼻
  - 基点共第九十号から三百五十四度三十分、五百メートルの点
  - 基点共第八十九号 阿南市除町通称青島最高頂
  - 基点共第八十九号から八十四度三十分、千メートルの点
  - 基点共第八十七号から阿南市丸島南端見通し線上千二百メートルの点
- イ 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市福村町、除町及び向原町並びに阿南市那賀川町中島及び上福井

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 公示番号 共第六十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 第三種共同漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期
    - 3 漁場の位置 阿南市青島沖合
    - 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域
      - 基点共第九十一号 阿南市除町青島東方通称三ツ石最高頂
      - 基点共第九十一号から六十九度五十分、七百八十メートルの点
    - イ 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 阿南市福村町、除町及び向原町
- 四 関係地区 阿南市福村町、除町及び向原町

漁業の名称	漁業時期
-------	------

つきいそ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市青島沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径百メートルの円周によって囲まれた区域
  - 基点共第九十一号 阿南市除町青島東方通称三ツ石最高頂
  - 基点共第九十一号から六十六度五十分、千五百四十メートルの点
- イ 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市福村町、除町及び向原町

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 公示番号 共第六十七号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 第二種共同漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期
    - 3 漁場の位置 阿南市青島沖合
    - 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
      - 基点共第八十九号 阿南市除町通称青島最高頂
      - 基点共第八十九号から六十六度三十分、千五百五十メートルの点
      - 基点共第八十九号から七十二度三十分、二千六百メートルの点
- 三 関係地区 阿南市福村町、除町及び向原町

漁業の名称	漁業時期
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 公示番号 共第六十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 第三種共同漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期
    - 3 漁場の位置 阿南市青島沖合
    - 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
      - 基点共第八十九号 阿南市除町通称青島最高頂
      - 基点共第八十九号から六十六度三十分、千五百五十メートルの点
      - 基点共第八十九号から七十二度三十分、二千六百メートルの点

漁業の名称	漁業時期
-------	------



- ハ 基点共第八十九号から七十八度三十分、二千五百メートルの点
- ニ 基点共第八十九号から八十一度三十分、千四百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市福村町、除町及び向原町

- 一 公示番号 共第六十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市中林町地先

4 漁場の区域 次の基点共第八十七号、イ、ロ及び基点共第九十二号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- イ 基点共第八十七号 阿南市除町亀崎九二番通称亀崎突端に標示した標識
- ロ 基点共第八十七号から阿南市丸島南端見通し線上千二百メートルの点
- 基点共第九十二号 阿南市中林町南林二七二番通称黒岩

- ロ 基点共第九十二号から阿南市椿町裸島見通し線上百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市中林町

- 一 公示番号 共第六十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市中林町沖合

4 漁場の区域 次の基点共第九十三号を中心として半径百メートルの円周によって囲まれた区域

- 基点共第九十三号 阿南市中林町沖合通称舟磯最高頂
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市中林町

- 一 公示番号 共第七十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あじ八田網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市中林町地先

- 4 漁場の区域 次の基点共第八十七号、イ、ロ及び基点共第九十二号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第八十七号 阿南市除町亀崎九二番通称亀崎突端に標示した標識
- イ 基点共第八十七号から阿南市丸島南端見通し線上千二百メートルの点
- 基点共第九十二号 阿南市見能林町南林二七二番通称黒岩
- ロ 基点共第九十二号から阿南市榑町裸島見通し線上百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市中林町

- 一 公示番号 共第七十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あじ八田網漁業	六月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市中林町沖合
- 4 漁場の区域 次の基点共第九十三号を中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域
- 基点共第九十三号 阿南市中林町沖合通称舟磯最高頂
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市中林町

- 一 公示番号 共第七十二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで

さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市大潟町及び橘町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第九十二号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点共第九十九号の各点を順次に結んだ六直線、基点共第九十八号及び基点共第九十七号並びに基点共第九十六号及び基点共第九十五号の各点をそれぞれ結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第九十二号 阿南市見能林町南林二七二番通称黒岩
- イ 基点共第九十二号から阿南市榑町裸島見通し線上百メートルの点
- ロ 基点共第九十四号から八十四度三十分、五十メートルの点
- ハ 基点共第九十六号 阿南市橘町鵜渡島東北端
- ニ 基点共第九十八号 阿南市橘町長島東端
- ホ 基点共第九十九号 阿南市橘町長島西端
- 基点共第九十七号 阿南市橘町鵜渡島南西端
- 基点共第九十五号 阿南市橘町通称鵜渡東南端
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市大潟町及び橘町

- 一 公示番号 共第七十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

あじ八田網漁業	五月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市大潟町及び橋町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第九十二号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及び基点共第九十九号の各点を順次に結んだ七直線、基点共第九十八号及び基点共第九十七号並びに基点共第九十六号及び基点共第九十五号の各点をそれぞれ結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- イ 基点共第九十二号 阿南市見能林町南林二七二番通称黒岩
- 基点共第九十二号から阿南市椿町裸島見通し線上百メートルの点
- ロ 基点共第九十四号 阿南市大潟町通称チョウナ婆
- 基点共第九十四号から八十四度三十分、百メートルの点
- ハ 基点共第九十六号 阿南市橋町鵜渡島東北端
- 基点共第九十六号から八十四度三十分、百メートルの点
- ニ 基点共第九十七号 阿南市橋町鵜渡島南西端
- 基点共第九十七号から八十四度三十分、百メートルの点
- ホ 基点共第九十八号 阿南市橋町長島東端
- 基点共第九十八号から基点共第九十九号見通し線上五十メートルの点
- へ 基点共第九十九号 阿南市橋町長島西端
- 基点共第九十九号から基点共第一百十八号見通し線上三百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市大潟町及び橋町

漁業の名称	漁業時期
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 公示番号 共第七十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
餌むし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市大潟町及び橋町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第九十五号及び基点共第九十六号、基点共第九十七号及び基点共第九十八号並びに基点共第九十九号及び基点共第一百号の各点をそれぞれ結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第九十五号 阿南市橋町通称鵜渡島南端
- 基点共第九十六号 阿南市橋町鵜渡島東北端
- 基点共第九十七号 阿南市橋町鵜渡島南西端
- 基点共第九十八号 阿南市橋町長島東端
- 基点共第九十九号 阿南市橋町長島西端
- 基点共第一百号 阿南市津乃峰町新浜通称新づき不動尊
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市大潟町

漁業の名称	漁業時期
いわし船びき網漁業	四月一日から十二月三十一日まで
さより船びき網漁業	十二月一日から三月三十一日まで

- 一 公示番号 共第七十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期
- 3 漁場の位置 阿南市大潟町及び橋町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第九十四号及び基点共第九十九号を結んだ直線、基点共第九十二号、イ、ロ、ハ及び基点共第九十四号の各点を順次に結んだ四直線、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル及び基点共第九十八号の各点を順次に結んだ八直線並びに基点共第九十五号及び基点共第九十四号、基点共第九十二号及び基点共第九十一号、基点共第九十号及び基点共第九十九号、基点共第九十八号及び基点共第九十七号並びに基点共第九十六号及び基点共第九十五号の各点をそれぞれ結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

岸線とよつて囲まれた区域

- 基点共第九十四号 阿南市大潟町通称チョウナ落
- 基点共第九十九号 阿南市橋町高島最北端
- 基点共第二百二十二号 阿南市橋町高島通称海老崎
- 基点共第八十号 阿南市福井町舟端四九番の二通称忠次郎崎
- 基点共第二百二十二号から基点共第八十号見通し線上二百二十五メートルの点
- 基点共第一百五十五号 阿南市橋町小勝島通称カノ首
- 基点共第一百五十五号から百十六度三十分、三百七十五メートルの点
- 基点共第一百四十四号 阿南市橋町小勝島通称剣崎
- 基点共第一百四十四号から九十七度三十分、五百十二メートルの点
- 阿南市橋町小勝島通称御殿の鼻
- ニから阿南市橋町弁天島西端見通し線上二百二十五メートルの点
- 基点共第六十六号 阿南市橋町鍋浦四四番通称竜王崎
- 基点共第六十六号から四十六度三十分、二百三十七メートルの点
- 基点共第六十六号から百六十二度三十分、四百三十三メートルの点
- 基点共第六十六号から百八十度、五百二十メートルの点
- 基点共第六十六号から百八十度、七百四十メートルの点
- 基点共第八十八号から三百四十二度三十分、七百二十メートルの点
- 基点共第八十八号から三百四十八度三十分、三百四十メートルの点
- 阿南市橋町福井川右岸川口に標示した標識
- 阿南市橋町福井川左岸川口に標示した標識
- 阿南市津乃峰町中分通称船崎に標示した標識
- 阿南市津乃峰町新浜三九番に標示した標識
- 阿南市津乃峰町新浜通称新づき不動尊
- 阿南市橋町長島西端
- 阿南市橋町長島東端
- 阿南市橋町長島南西端
- 阿南市橋町長島北端
- 阿南市橋町通称鵜渡東南端
- なし
- 阿南市橋町

- 一 公示番号 共第七十六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第四種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
-------	------

ぼら青魚漁業

十二月一日から三月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市橋町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第三十号及び基点共第六十六号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域
- 基点共第三十号 阿南市橋町青木通称長崎の鼻
- 基点共第六十六号 阿南市橋町鍋浦四四番通称竜王崎
- 制限又は条件 なし
- 阿南市橋町
- 一 公示番号 共第七十七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市橋町及び福井町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第六十六号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、基点共第八十号、リ、ヌ、ル、ヲ及び基点共第三十一号の各点を順次に結んだ十四直線と最大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域
- 基点共第六十六号 阿南市橋町鍋浦四四番通称竜王崎
- 基点共第六十六号から阿南市橋町弁天島西端見通し線上百メートルの点
- 基点共第六十六号から百七十二度、四百七十五メートルの点
- 基点共第六十六号から百八十度、五百二十メートルの点
- 基点共第六十六号から百八十度、七百四十メートルの点
- 阿南市福井町舟端四九番の二通称忠次郎崎
- 基点共第八十八号 阿南市福井町舟端四九番の二通称忠次郎崎
- 基点共第八十八号から三百四十二度三十分、七百二十メートルの点
- 基点共第八十八号から三百四十七度、四百二十メートルの点
- 阿南市橋町、福井町界

- 基点共第百十七号 阿南市橘町小勝島通称青木の鼻
- ト 基点共第百十七号から基点共第百十七号見通し線上三百メートルの点
- チ 基点共第百八号から三百四十八度三十分、二百メートルの点
- 基点共第百十一号の一 阿南市福井町、椿町界
- リ 基点共第百十一号の一から二百八十度三十分、六百二十五メートルの点
- ヌ 基点共第百十一号の一から二百八十三度三十分、四百二十五メートルの点
- ル 基点共第百十一号の一から三百十三度、三百二十五メートルの点
- 基点共第百十六号 阿南市橘町小勝島通称赤サの鼻に標示した標識
- ヲ 基点共第百十一号の一から基点共第百十六号見通し線上百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市橘町

- 一 公示番号 共第七十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
餌むし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市福井町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第百十号及び基点共第百十一号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第百十号 阿南市福井町赤崎通称赤崎西の鼻に標示した標識
- 基点共第百十一号 阿南市福井町赤崎通称赤崎東の鼻に標示した標識
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市大潟町

- 一 公示番号 共第七十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで

さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市橘町小勝島地先
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及び基点共第百十四号の各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- イ 阿南市橘町小勝島通称御殿の鼻
- ロ イから阿南市橘町弁天島西端見通し線上八十七メートルの点
- 基点共第百十四号 阿南市橘町小勝島通称剣崎
- 基点共第百十八号 阿南市橘町高島通称かまの鼻
- ハ 基点共第百十四号から基点共第百十八号見通し線上百メートルの点
- ニ 基点共第百十四号から九十七度、百十二メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市橘町

- 一 公示番号 共第八十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あじ八田網漁業	五月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市橘町小勝島地先
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及び基点共第百十四号の各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- イ 阿南市橘町小勝島通称御殿の鼻

- ロ イから阿南市橋町弁天島西端見通し線上八十七メートルの点  
基点共第百十四号 阿南市橋町小勝島通称剣崎  
基点共第百十八号 阿南市橋町高島通称かまの鼻
- ハ 基点共第百十四号から基点共第百十八号見通し線上百メートルの点  
基点共第百十四号から九十七度、百十二メートルの点
- ニ 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 阿南市橋町

- 一 公示番号 共第八十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市橋町高島地先
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びビの各点を順次に結んだ六直線と最

- イ 大高潮時海岸線とよって囲まれた区域  
基点共第百十八号 阿南市橋町高島通称かまの鼻
- ロ 基点共第百十八号から基点共第百十九号見通し線上二百メートルの点  
基点共第百二十二号 阿南市橋町高島通称海老崎
- ハ 基点共第百二十二号から二百十度、百六十二メートルの点  
基点共第百二十二号から百九十度、百六十二メートルの点

- 基点共第百二十一号 阿南市橋町高島通称弓網代の鼻  
基点共第百二十六号 阿南市橋町大江通称大江の長落東北端
- ニ 基点共第百二十一号から基点共第百二十六号見通し線上二百メートルの点  
基点共第百二十号 阿南市橋町高島通称十次郎崎  
基点共第百二十号から阿南市橋町樺島見通し線上二百メートルの点  
基点共第百十九号 阿南市橋町高島最北端  
基点共第百十五号 阿南市橋町通称鵜渡東南端
- ハ 基点共第百十九号から基点共第百十五号見通し線上百メートルの点
- ニ 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 阿南市橋町

- 一 公示番号 共第八十二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あじ八田網漁業	五月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市橋町高島地先
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びビの各点を順次に結んだ六直線と最

- イ 大高潮時海岸線とよって囲まれた区域  
基点共第百十八号 阿南市橋町高島通称かまの鼻  
基点共第百十八号から基点共第百十九号見通し線上二百メートルの点  
基点共第百二十二号 阿南市橋町高島通称海老崎
- ロ 基点共第百二十二号から二百十度、百六十二メートルの点  
基点共第百二十一号 阿南市橋町高島通称弓網代の鼻
- ハ 基点共第百二十一号から百九十三度三十分、百五十メートルの点  
基点共第百二十一号から基点共第百二十六号見通し線上百メートルの点
- ホ 基点共第百二十号 阿南市橋町高島通称十次郎崎  
基点共第百二十号から阿南市橋町樺島見通し線上二百メートルの点

- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市橋町

- 一 公示番号 共第八十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あじ八田網漁業	三月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第九号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点共第二百二十五号の各点を順次に結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- イ 基点共第九号 阿南市福井町通称アイの鼻に標示した標識
- ロ 基点共第九号から阿南市椿町姥島見通し線上四百二十五メートルの点
- ハ 基点共第九十一号の一から阿南市福井町、椿町界
- ニ 基点共第九十一号の一から三百十三度、三百二十五メートルの点
- ホ 基点共第九十三号 阿南市椿町田ノ浦に標示した標識
- ヘ 基点共第九十三号から阿南市椿町ウルメ島東端見通し線上二百五十二メートルの点
- ト 基点共第九十三号から阿南市椿町ウルメ島東端見通し線上五百メートルの点
- 基点共第九十五号 阿南市橋町通称鶉渡東南端
- 基点共第九十九号から基点共第九十五号見通し線上百メートルの点
- 基点共第九十五号から阿南市椿町大江通称ミキスズ落突端
- 基点共第九十五号から阿南市中林町沖合通称舟磯見通し線上五百メートルの点

- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市橋町、椿町及び伊島町

- 一 公示番号 共第八十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第九十一号の一、イ、基点共第九十六号、ロ及び基点共第二百二十四号の各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- イ 基点共第九十一号の一から阿南市福井町、椿町界
- ロ 基点共第九十六号 阿南市椿町小勝島通称赤サの鼻に標示した標識
- ニ 基点共第九十一号の一から基点共第九十六号見通し線上百メートルの点
- ホ 基点共第九十六号 阿南市椿町大江通称大江の長落東北端
- ト 基点共第九十四号 阿南市椿町大江通称イナゴエ落に標示した標識
- 基点共第九十四号から阿南市椿町通称赤落見通し線上百メートルの点
- 基点共第九十四号から阿南市椿町通称赤落見通し線上五百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 関係地区 阿南市橋町、椿町及び伊島町

- 一 公示番号 共第八十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
さより船びき網漁業	十二月一日から三月三十一日まで
いわし船びき網漁業	四月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町及び福井町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第八号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及び基点共第百二十六号の各点を順次に結んだ九直線並びに基点共第百二十四号及びりを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第八号 阿南市福井町舟端四九番の二通称忠次郎崎
- 基点共第百十一号の一 阿南市福井町、椿町界
- イ 基点共第百十一号の一から二百八十度三十分、六百二十五メートルの点
- ロ 基点共第百十一号の一から二百八十三度三十分、四百二十五メートルの点
- ハ 基点共第百十一号の一から十六度三十分、五百メートルの点
- ニ 基点共第百十一号の一から六十度、九百六十二メートルの点
- 基点共第百二十二号 阿南市橋町高島通称海老崎
- ホ 基点共第百二十二号から百六十七度三十分、五百八十七メートルの点
- ヘ 基点共第百二十二号から百六十五度、百八十七メートルの点
- ト 基点共第百二十二号から二百三十四度、百八十七メートルの点
- 基点共第百二十六号 阿南市椿町大江通称大江の長瀬東北端
- 基点共第九十二号 阿南市見能林町南林二七二番通称黒岩
- チ 基点共第百八号から阿南市椿町裸島見通し線と基点共第百二十六号から基点共第九十二号見通し線との交点
- リ 阿南市椿町大江通称イナゴエ湾に標示した標識
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市橋町、椿町及び伊島町

- 一 公示番号 共第八十六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第百二十四号、イ及び基点共第百二十七号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第百二十四号 阿南市椿町大江通称イナゴエ湾に標示した標識
- 基点共第百二十七号 阿南市椿町那波江防波堤基部
- イ 基点共第百二十七号から阿南市椿町野々島通称竹の湾見通し線上二百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第八十七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで



3 漁場の位置 阿南市榑町沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点共第百二十五号 阿南市榑町大江通称ミキスズ磐突端  
基点共第九十三号 阿南市中林町沖合通称舟磯最高頂

イ 基点共第百二十五号から基点共第九十三号見通し線上二百メートルの点  
ロ 基点共第九十三号から基点共第百二十五号見通し線上四百メートルの点

ハ 基点共第百二十七号 阿南市榑町那波江防波堤基部  
基点共第百二十七号から十七度、三千二百メートルの点  
ニ 基点共第百二十七号から十七度の線とイから阿南市榑町野々島通称竹の磐見通し線との交点

三 制限又は条件 なし  
四 関係地区 阿南市榑泊町及び伊島町

一 公示番号 共第八十八号  
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種共同漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あおさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

とこぶし漁業

あわび漁業

さざえ漁業

たかつべ漁業

いがい漁業

かき漁業

いせえび漁業

たこ漁業

うに漁業

なまこ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市榑町地先  
4 漁場の区域 次の基点共第百二十七号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点共第百二十九号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第百二十七号 阿南市榑町那波江防波堤基部

イ 基点共第百二十七号から十七度、三千メートルの点  
基点共第百二十八号 阿南市榑泊町通称水ヶ浦東端に標示した標識

ロ 基点共第百二十八号から十七度、三千メートルの点  
基点共第百二十八号から十七度、二百メートルの点

ハ 基点共第百二十九号 阿南市榑泊町燧崎  
基点共第百三十号 阿南市榑町舞子島通称洲鼻

ニ 基点共第百二十九号から基点共第百三十号見通し線上二百メートルの点

三 制限又は条件 なし  
四 関係地区 阿南市榑泊町及び伊島町

一 公示番号 共第八十九号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第二種共同漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あじ八田網漁業	三月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市榑町地先  
 4 漁場の区域 次の基点共第百二十五号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点共第百二十九号の各点を順次に結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第百二十五号 阿南市榑町大江通称ミキスズ落突端

基点共第九十三号 阿南市中林町沖合通称舟磯最高頂

イ 基点共第百二十五号から基点共第九十三号見通し線上二百メートルの点

ロ 基点共第百二十七号 阿南市榑町那波江防波堤基部

ハ 基点共第百二十七号から十七度、三千二百メートルの点  
 竹の簀見通し線との交点

ニ 基点共第百二十八号 阿南市榑泊町通称水ヶ浦東端に標示した標識

ホ 基点共第百二十八号から十七度、三千メートルの点  
 基点共第百二十九号 阿南市榑泊町燧崎

ヘ 基点共第百三十号 阿南市榑町舞子島通称洲鼻

ト 基点共第百二十九号の一 阿南市榑泊町燧崎に標示した標識  
 基点共第百二十九号の一から百五十四度、二百メートルの点

三 制限又は条件 なし

四 関係地区 阿南市榑泊町及び伊島町

一 公示番号 共第九十号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期

もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あおさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とごぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市榑町舞子島地先

4 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第百二十九号 阿南市榑泊町燧崎

基点共第百三十号 阿南市榑町舞子島通称洲鼻

イ 基点共第百三十号から基点共第百二十九号見通し線上三百メートルの点

基点共第百三十一号 阿南市榑町舞子島通称中崎

ロ 基点共第百三十一号から阿南市榑町裸島見通し線上百五十メートルの点

基点共第百三十二号 阿南市榑町舞子島通称仏石の鼻

ハ 基点共第百三十二号から阿南市除町丸島見通し線上百五十メートルの点

基点共第百三十三号 阿南市榑町舞子島通称マツガシの鼻

ニ 基点共第百三十三号から阿南市伊島町棚子島見通し線上百メートルの点

基点共第百三十四号 阿南市榑町舞子島三角標

ホ 基点共第百三十四号から基点共第百四十一号見通し線上四百メートルの点

三 制限又は条件 なし  
四 関係地区 阿南市榑泊町及び伊島町

一 公示番号 共第九十一号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市榑町舞子島地先

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第百二十九号 阿南市榑泊町燈崎

基点共第百三十号 阿南市榑町舞子島通称洲鼻

イ 基点共第百三十号から基点共第百二十九号見通し線上三百メートルの点

基点共第百三十一号 阿南市榑町舞子島通称中崎

ロ 基点共第百三十一号から阿南市榑町裸島見通し線上百五十メートルの点

基点共第百三十二号 阿南市榑町舞子島通称仏石の鼻

ハ 基点共第百三十二号から阿南市除町丸島見通し線上百五十メートルの点

基点共第百三十三号 阿南市榑町舞子島通称マツガシの鼻

ニ 基点共第百三十三号から阿南市伊島町棚子島見通し線上百メートルの点

基点共第百三十四号 阿南市榑町舞子島三角標

ホ 基点共第百三十四号から基点共第百四十一号見通し線上四百メートルの点

三 制限又は条件 なし

四 関係地区 阿南市榑泊町及び伊島町

一 公示番号 共第九十二号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あおさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで

さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月二日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月二日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月二日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月二日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月二日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第百三十五号及び基点共第百三十六号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第百三十五号 阿南市椿町堂ヶ坂忠魂碑
- 基点共第百三十六号 阿南市椿町須屋西側須屋川左岸下流端
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿町

- 一 公示番号 共第九十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あおさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第百三十六号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点共第百四十二号の各点を順次に結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点共第百三十五号 阿南市椿町堂ヶ坂忠魂碑
- 基点共第百三十六号 阿南市椿町須屋西側須屋川左岸下流端
- イ 基点共第百三十六号から基点共第百三十五号見通し線上百メートルの点
- ロ 基点共第百三十七号 阿南市椿町平松東側通称背中浦崎西端  
基点共第百三十七号から阿南市椿町大深原、椿泊町小吹川原界見通し線上百メートルの点
- 基点共第百三十八号 阿南市椿町小島通称松尾崎の鼻
- 基点共第百二十九号 阿南市椿泊町燈崎

ハ 基点共第百三十八号から基点共第百二十九号見通し線上百メートルの点

基点共第百三十九号 阿南市椿町舟瀬通称舟瀬崎の鼻に標示した標識  
 二 基点共第百三十九号から基点共第百二十九号見通し線上百メートルの点

基点共第百四十号 阿南市椿町蒲生田通称立石  
 基点共第百三十号 阿南市椿町舞子島通称洲鼻

ホ 基点共第百四十号から基点共第百三十号見通し線上百メートルの点  
 基点共第百四十一号 阿南市椿町蒲生田通称カタチの鼻北端  
 基点共第百三十四号 阿南市椿町舞子島三角標

ヘ 基点共第百四十一号から基点共第百三十四号見通し線上百メートルの点

ト 基点共第百四十二号 阿南市椿町蒲生田通称カタチの鼻東端  
 基点共第百四十二号から阿南市伊島町通称長濬見通し線上百メートルの点

三 制限又は条件 なし

四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

一 公示番号 共第九十四号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第二種共同漁業  
 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の区域 次の基点共第百三十七号及び基点共第百四十一号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第百三十七号 阿南市椿町平松東側通称背中浦崎西端  
 基点共第百四十一号 阿南市椿町蒲生田通称カタチの鼻北端

制限又は条件 なし

四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

一 公示番号 共第九十五号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あおさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市椿泊町及び伊島町  
 4 漁場の区域 次の基点共第百四十二号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、フ、ワ、カ、ヨ、基点共第百五十八号及びタの各点を順次に結んだ十七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第百四十二号 阿南市椿泊町蒲生田通称カタチの鼻東端  
 基点共第百四十四号 阿南市伊島町通称長濤

イ 基点共第百四十二号から基点共第百四十四号見通し線上五百メートルの点  
 基点共第百五十六号 阿南市椿泊町通称大平濤

ロ 基点共第百五十六号からイ見通し線上五百メートルの点  
 基点共第百四十八号 阿南市伊島町棚子島通称オソビキ濤

ハ 基点共第百四十八号から二百六十四度三十分、三百メートルの点  
 ニ 基点共第百四十四号から基点共第百四十二号見通し線上三百メートルの点

ホ 基点共第百四十五号 阿南市伊島町棚子島西端  
 基点共第百四十六号 阿南市伊島町棚子島通称棚子の鼻

ヘ 基点共第百四十六号から三百五十四度三十分、三百メートルの点  
 ト 基点共第百四十七号 阿南市伊島町前島北端に標示した標識  
 チ 基点共第百四十七号から三百五十四度三十分、三百メートルの点

リ 基点共第百五十号から三百五十四度三十分、三百メートルの点  
 ル 基点共第百五十一号 阿南市伊島町野辺崎

ヌ 基点共第百五十二号 阿南市伊島町通称小浦の鼻  
 フ 基点共第百五十二号から八十四度三十分、三百メートルの点

ワ 基点共第百五十四号 阿南市伊島町水島南端  
 ヲ 基点共第百五十五号 阿南市伊島町通称スズ濤

カ 基点共第百四十九号 阿南市伊島町通称アシカ濤  
 キ 基点共第百五十五号から百七十四度三十分、五百メートルの点

ク 基点共第百四十九号から百七十四度三十分、五百メートルの点  
 ケ 基点共第百五十七号 阿南市椿泊町通称シリカ濤

コ 基点共第百五十八号 阿南市椿泊町通称門濤  
 サ 基点共第百五十八号から百七十九度三十分、六百メートルの点  
 タ 基点共第百五十八号から三百五十九度三十分の直線と最大高潮時海岸線との交点

三 制限又は条件 なし  
 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 1 公示番号 共第九十六号
- 2 免許の内容たるべき事項
- 3 漁業の種類 第二種共同漁業
- 4 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ちぬ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市伊島町及び椿泊町地先  
 4 漁場の区域 次の基点共第百四十一号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びヌ、ル、フ、ワ、カ、ヨ、基点共第百六十号の各点を順次に結んだ十直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

イ 基点共第百四十一号 阿南市椿泊町蒲生田通称カタチの鼻北端  
 ロ 基点共第百四十五号 阿南市伊島町棚子島西端

リ 基点共第百四十五号から基点共第百四十一号見通し線上五百メートルの点  
 ル 基点共第百五十一号 阿南市伊島町野辺崎

ヌ 基点共第百五十二号 阿南市伊島町通称小浦の鼻  
 フ 基点共第百五十二号から八十四度三十分、三百メートルの点

ワ 基点共第百五十四号 阿南市伊島町水島南端  
 ヲ 基点共第百五十五号 阿南市伊島町通称スズ濤

カ 基点共第百四十九号 阿南市伊島町通称アシカ濤  
 キ 基点共第百五十五号から百七十四度三十分、五百メートルの点

ク 基点共第百四十九号から百七十四度三十分、五百メートルの点  
 ケ 基点共第百五十七号 阿南市椿泊町通称シリカ濤

コ 基点共第百五十八号 阿南市椿泊町通称門濤  
 サ 基点共第百五十八号から百七十九度三十分、三百メートルの点  
 タ 基点共第百六十号 阿南市、海部郡美波町界  
 タリ 基点共第百六十号から百七十九度三十分、四百メートルの点

三 制限又は条件 なし  
 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

一 公示番号 共第九十七号

- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業 時期
いそ建網漁業	
一月一日から十二月三十一日まで	

- 3 漁場の位置 阿南市伊島町沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ及びイの各点を順次に結んだ八直線によって囲まれた区域  
基点共第五十四号 阿南市伊島町水島南端
- イ 基点共第五十四号から六十八度、千六百メートルの点
- ロ 基点共第五十四号から八十三度、二千四百三十三メートルの点
- ハ 基点共第五十四号から七十六度、二千五百九十二メートルの点
- ニ 基点共第五十四号から七十九度三十分、二千九百四十二メートルの点
- ホ 基点共第五十四号から八十七度、二千九百四メートルの点
- へ 基点共第五十四号から九十度、三千四百メートルの点
- ト 基点共第五十四号から九十八度三十分、三千三百メートルの点
- チ 基点共第五十四号から八十四度三十分、千四百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市伊島町及び椿泊町

漁業の名称	漁業 時期
いそ建網漁業	
一月一日から十二月三十一日まで	

- 一 公示番号 共第九十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期
- 3 漁場の位置 阿南市伊島町沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域  
基点共第五十四号 阿南市伊島町水島南端
- イ 基点共第五十四号から九十度三十分、三千五百九十六メートルの点
- ロ 基点共第五十四号から九十一度、三千九百七十一メートルの点
- ハ 基点共第五十四号から九十四度三十分、四千五十八メートルの点

- 二 基点共第五十四号から九十六度三十分、三千六百五十五メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市伊島町及び椿泊町

漁業の名称	漁業 時期
つきいそ漁業	
一月一日から十二月三十一日まで	

- 3 漁場の位置 阿南市椿町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径三百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第三百三十七号 阿南市椿町平松東側通称背浦崎西端  
基点共第四百一十一号 阿南市椿町蒲生田通称カタチの鼻北端  
基点共第九十九号 阿南市橋町長島西端
- イ 基点共第三百三十七号から基点共第四百一十一号見通し線と基点共第九十九号から阿南市椿町飛鳥見通し線との交点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

漁業の名称	漁業 時期
つきいそ漁業	
一月一日から十二月三十一日まで	

- 一 公示番号 共第九十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期
- 3 漁場の位置 阿南市椿町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第三百三十七号 阿南市椿町平松東側通称背浦崎西端  
基点共第四百一十一号 阿南市椿町蒲生田通称カタチの鼻北端  
基点共第四百一十五号 阿南市伊島町棚子島西端
- イ 基点共第三百三十七号から基点共第四百一十一号見通し線と阿南市伊島町前島南端通称小桶湾から基点共第四百一十五号見通し線との交点
- 三 制限又は条件 なし

四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径三百メートルの円周によって囲まれた区域
  - 基点共第百四十五号 阿南市伊島町榎子島西端
  - 基点共第百五十六号 阿南市椿町通称大平落
  - 基点共第百四十九号 阿南市伊島町通称アシカ落
  - 基点共第百三十三号 阿南市椿町舞子島通称マツガシの鼻
- イ 基点共第百四十五号から基点共第百五十六号見通し線と基点共第百四十九号から基点共第百三十三号見通し線との交点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市伊島町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径三百メートルの円周によって囲まれた区域
  - 基点共第百五十一号 阿南市伊島町野辺崎
  - 基点共第百五十一号から八十九度三十分、二千八百メートルの点
- イ 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百三号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市伊島町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径三百メートルの円周によって囲まれた区域
  - 基点共第百五十三号 阿南市伊島町通称大浦崎
  - 基点共第百五十三号から八十八度三十分、四千七百メートルの点
- イ 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市伊島町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域
  - 基点共第百五十四号 阿南市伊島町水島南端
  - 基点共第百五十四号から百六十四度三十分、千八百五十メートルの点
- イ 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市伊島町沖合



- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径三百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第百五十五号 阿南市伊島町通称スズ瀨
- イ 基点共第百五十五号から百二十四度三十分、五千六百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つぎいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径三百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第百四十三号 阿南市椿町蒲生田崎
- イ 基点共第百四十三号から百七十九度三十分、三千六百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つぎいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径三百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第百四十三号 阿南市椿町蒲生田崎
- イ 基点共第百四十三号から二百度三十分、四千メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百八号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つぎいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径三百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第百四十三号 阿南市椿町蒲生田崎
- イ 基点共第百四十三号から二百十二度、五千四百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つぎいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市伊島町野辺崎沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百五十メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第百五十一号 阿南市伊島町野辺崎
- イ 基点共第百五十一号から三百四十八度三十分、四百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市伊島町

- 一 公示番号 共第百十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つぎいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市榑町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によつて囲まれた区域  
基点共第四百十九号 阿南市伊島町通称アシカ港
- イ 基点共第四百十九号から百八十度、五百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市榑泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市榑町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によつて囲まれた区域  
基点共第四百十三号 阿南市榑町蒲生田崎
- イ 基点共第四百十三号から八十五度、二千八百七十五メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市榑泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百十二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市榑町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径三百メートルの円周によつて囲まれた区域  
基点共第四百十三号 阿南市榑町蒲生田崎
- イ 基点共第四百十三号から九十三度、千三百五十メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市榑泊町及び伊島町

一 公示番号 共第百十三号

- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市榑町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によつて囲まれた区域  
基点共第四百十三号 阿南市榑町蒲生田崎
- イ 基点共第四百十三号から七十七度、二千メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市榑泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市榑町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径百メートルの円周によつて囲まれた区域  
基点共第四百十三号 阿南市榑町蒲生田崎
- イ 基点共第四百十三号から八十八度、二千二百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市榑泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第四百十三号 阿南市椿町蒲生田崎  
イ 基点共第四百十三号から八十二度、四千二百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百十六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つぎいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第四百十三号 阿南市椿町蒲生田崎  
イ 基点共第四百十三号から六十五度、二千三百七十メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百十七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第六十号、イ、ロ、ハ、基点共第五十八号及びニの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
イ 基点共第六十号 阿南市、海部郡美波町界  
ロ 基点共第五十九号 阿南市椿町通称黒髪最高頂  
ハ 基点共第五十八号 阿南市椿町通称門濬  
ニ 基点共第五十八号から百七十九度三十分、三百メートルの点  
基点共第五十八号から三百五十九度三十分の直線と海岸線との交点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市椿泊町及び伊島町並びに海部郡美波町伊座利

- 一 公示番号 共第百十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

--	--

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡美波町伊座利地先

4 漁場の区域 次の基点共第百六十号、イ、ロ及び基点共第百六十一号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第百六十号 阿南市、海部郡美波町界

イ 基点共第百六十号から百七十九度三十分、四百メートルの点

基点共第百六十一号 海部郡美波町伊座利、阿部界通称ビョウブ岩

- ロ 基点共第百六十一号から百四十四度三十分、四百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡美波町伊座利

- 一 公示番号 共第百十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡美波町伊座利地先

4 漁場の区域 次の基点共第百六十号、イ、ロ及び基点共第百六十一号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第百六十号 阿南市、海部郡美波町界

イ 基点共第百六十号から百七十九度三十分、四百メートルの点

ロ 基点共第百六十一号 海部郡美波町伊座利、阿部界通称ビョウブ岩

基点共第百六十一号から百四十四度三十分、千五百メートルの点

三 制限又は条件 なし

四 関係地区 海部郡美波町伊座利

- 一 公示番号 共第百二十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで

いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡美波町阿部地先  
 4 漁場の区域 次の基点共第六十一号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点共第六十五号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点共第六十一号 海部郡美波町伊座利、阿部界通称ピョウブ岩
- イ 基点共第六十一号から百四十四度三十分、四百メートルの点
- ロ 基点共第六十三号 海部郡美波町阿部通称飛島最高頂
- 基点共第六十四号 海部郡美波町阿部通称鹿首西南端
- ハ 基点共第六十四号から百七十九度三十分、五百メートルの点
- ニ 基点共第六十五号 海部郡美波町阿部、志和岐界
- 基点共第六十五号から百二十九度三十分、千メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡美波町阿部

一 公示番号 共第六十一号

- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡美波町阿部地先  
 4 漁場の区域 次の基点共第六十一号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点共第六十五号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点共第六十一号 海部郡美波町伊座利、阿部界通称ピョウブ岩
- イ 基点共第六十一号から百四十四度三十分、千五百メートルの点
- ロ 基点共第六十二号 海部郡美波町阿部宮内神社鳥居西脚
- 基点共第六十二号から百五十四度三十分、三千メートルの点
- ハ 基点共第六十四号 海部郡美波町阿部通称鹿首西南端
- 基点共第六十四号から二百四十四度三十分、千メートルの点
- ニ 基点共第六十五号 海部郡美波町阿部、志和岐界
- 基点共第六十五号から百二十九度三十分、千メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡美波町阿部

- 一 公示番号 共第六十二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこらし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ささえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡美波町地先  
4 漁場の区域 次の基点共第百六十五号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及び基点

共第百六十九号の各点を順次に結んだ九直線並びに基点共第百七十一号の一及び基点共第百七十一号の二を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- イ 基点共第百六十五号 海部郡美波町阿部、志和岐界
- 基点共第百六十五号から百二十九度三十分、千メートルの点
- ロ 基点共第百六十六号 海部郡美波町志和岐通称五屋の鼻
- 基点共第百六十六号から百五十七度三十分、五百メートルの点
- ハ 基点共第百六十七号 海部郡美波町東由岐通称瀬の渚
- 基点共第百六十七号から八十九度三十分、五百メートルの点
- ニ 基点共第百六十八号 海部郡美波町東由岐通称大渚
- 基点共第百六十八号から百七十九度三十分、五百メートルの点
- ホ 基点共第百六十九号 海部郡美波町西由岐通称野島南西端
- 基点共第百六十九号から百七十九度三十分、五百メートルの点
- ト 基点共第百七十号 海部郡美波町西由岐通称野島北西端
- 基点共第百七十号から二百六十九度三十分、五百メートルの点
- チ 基点共第百七十一号 海部郡美波町西由岐、田井界通称足摺の鼻

- チ 基点共第百六十九号から百七十九度三十分、二百メートルの点
- 基点共第百七十一号の一 海部郡美波町港町字西二八番望へい橋基部
- 基点共第百七十一号の二 海部郡美波町港町字東一六番望へい橋基部
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡美波町志和岐、東由岐及び西由岐

- 一 公示番号 共第百二十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
いわし小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡美波町地先  
4 漁場の区域 次の基点共第百六十五号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ

及び基点共第百六十九号の各点を順次に結んだ十一直線並びに基点共第百七十一号の一及び基点共第百七十一号の二を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- イ 基点共第百六十五号 海部郡美波町阿部、志和岐界
- 基点共第百六十五号から百二十九度三十分、千メートルの点
- ロ 基点共第百六十六号 海部郡美波町志和岐通称五屋の鼻
- 基点共第百六十六号から百五十七度三十分、五百メートルの点
- ハ 基点共第百六十七号 海部郡美波町東由岐通称瀬の渚
- 基点共第百六十七号から百七十二度、二千二百メートルの点
- ニ 基点共第百六十八号 海部郡美波町東由岐通称大渚
- 基点共第百六十八号から百七十九度三十分、二千二百メートルの点
- ホ 基点共第百六十九号 海部郡美波町西由岐通称野島南西端
- 基点共第百六十九号から百七十九度三十分、五百メートルの点
- ト 基点共第百七十号 海部郡美波町西由岐通称野島北西端
- 基点共第百七十号から二百六十九度三十分、五百メートルの点
- チ 基点共第百七十一号 海部郡美波町西由岐、田井界通称足摺の鼻
- 基点共第百七十一号から二百六十九度三十分、五百メートルの点
- リ 基点共第百七十九号 海部郡美波町西由岐、田井界通称足摺の鼻
- 基点共第百七十九号から百七十九度三十分、二百メートルの点
- ヌ 基点共第百七十一号の一 海部郡美波町港町字西二八番望へい橋基部

- 一 告示番号 共第百二十四号
  - 二 免許の内容たるべき事項
  - 三 漁業の種類 第二種共同漁業
  - 四 漁業の名称及び漁業時期
- 基点共第百七十一号の二 海部郡美波町港町字東一六番望へい橋基部  
制限又は条件 なし  
関係地区 海部郡美波町志和岐、東由岐及び西由岐

漁業の名称	漁業時期
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 告示番号 共第百二十五号
  - 二 免許の内容たるべき事項
  - 三 漁業の種類 第三種共同漁業
  - 四 漁業の名称及び漁業時期
- 漁場の位置 海部郡美波町沖合  
漁場の区域 次のイを中心として半径千メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第百七十七号 海部郡美波町木岐、恵比須浜界通称阿瀬比の鼻  
イ 基点共第百七十七号から八十九度三十分、二千六百メートルの点  
制限又は条件 なし  
関係地区 海部郡美波町志和岐、東由岐、西由岐及び木岐

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 告示番号 共第百二十六号
  - 二 免許の内容たるべき事項
  - 三 漁業の種類 第三種共同漁業
  - 四 漁業の名称及び漁業時期
- 漁場の位置 海部郡美波町沖合  
漁場の区域 次のイを中心として半径千メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第百七十七号 海部郡美波町木岐、恵比須浜界通称阿瀬比の鼻  
イ 基点共第百七十七号から百四度三十分、五千二百メートルの点  
制限又は条件 なし  
関係地区 海部郡美波町志和岐、東由岐、西由岐及び木岐

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 告示番号 共第百二十七号
  - 二 免許の内容たるべき事項
  - 三 漁業の種類 第三種共同漁業
  - 四 漁業の名称及び漁業時期
- 漁場の位置 海部郡美波町沖合  
漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第百七十一号 海部郡美波町西由岐笹野島南西端  
基点共第百六十四号 海部郡美波町阿部通称鹿首西南端  
イ 基点共第百七十一号から九十八度五十八分の直線と基点共第百六十四号から百九十二度五十八分の直線との交点  
制限又は条件 なし  
関係地区 海部郡美波町志和岐、東由岐及び西由岐

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 告示番号 共第百二十八号
  - 二 免許の内容たるべき事項
  - 三 漁業の種類 第三種共同漁業
  - 四 漁業の名称及び漁業時期
- 漁場の位置 海部郡美波町沖合  
漁場の区域 次のイを中心として半径三百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第百六十四号 海部郡美波町阿部通称鹿首西南端  
基点共第百七十七号 海部郡美波町木岐、恵比須浜界通称阿瀬比の鼻  
イ 基点共第百六十四号から百八十一度三十分の直線と基点共第百七十七号から百六度三十分の直線との交点  
制限又は条件 なし  
関係地区 海部郡美波町志和岐、東由岐及び西由岐

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 告示番号 共第百二十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 三 漁業の種類 第三種共同漁業
- 四 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 公示番号 共第百二十九号
  - 二 免許の内容たるべき事項
  - 一 漁業の種類 第一種共同漁業
  - 二 漁業の名称及び漁業時期
  - 三 制限又は条件 なし
  - 四 関係地区 海部郡美波町志和岐、東由岐及び西由岐
- 3 漁場の位置 海部郡美波町沖合
  - 4 漁場の区域 次のイを中心として半径三百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第百六十六号 海部郡美波町志和岐通称五屋の鼻  
イ 基点共第百六十六号から百四十度三十分、二千四百メートルの点

漁業の名称	漁業時期
いとし小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 公示番号 共第百三十号
  - 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 第二種共同漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期
  - 三 制限又は条件 なし
  - 四 関係地区 海部郡美波町木岐
- 3 漁場の位置 海部郡美波町木岐地先
  - 4 漁場の区域 次の基点共第百六十九号、イ、ロ、ハ、基点共第百七十四号、基点共第百七十三号及び基点共第百七十二号の各点を順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点共第百六十九号 海部郡美波町西由岐、木岐界通称足摺の鼻  
イ 基点共第百七十号から二百六十九度三十分、五百メートルの点  
ロ 基点共第百七十一号から二百六十九度三十分、五百メートルの点  
ハ 基点共第百七十五号から八十九度三十分、百メートルの点  
基点共第百七十四号 海部郡美波町木岐通称小赤濤  
基点共第百七十三号 海部郡美波町木岐通称赤濤  
基点共第百七十二号 海部郡美波町木岐通称浜詰

なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
-------	-----------------



- 基点共第七十五号 海部郡美波町木岐通称冲落
- ハ 基点共第七十五号から八十九度三十分、百メートルの点
- 基点共第七十四号 海部郡美波町木岐通称小赤落
- 基点共第七十三号 海部郡美波町木岐通称赤落
- 基点共第七十二号 海部郡美波町木岐通称浜詰
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 海部郡美波町木岐

- 一 公示番号 共第三百一十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町木岐沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径百メートルの円周によつて囲まれた区域
- 基点共第七十三号 海部郡美波町木岐通称赤落
- 基点共第七十五号 海部郡美波町木岐通称冲落
- イ 基点共第七十三号から二十九度三十分の直線と基点共第七十五号から九度三十分の直線との交点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡美波町木岐

- 一 公示番号 共第三百二十二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで

いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町木岐地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第七十二号、基点共第七十三号、基点共第七十四号、イ、ロ及び基点共第七十七号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

- 基点共第七十二号 海部郡美波町木岐通称浜詰
- 基点共第七十三号 海部郡美波町木岐通称赤落
- 基点共第七十四号 海部郡美波町木岐通称小赤落
- 基点共第七十五号 海部郡美波町木岐通称冲落
- イ 基点共第七十五号から八十九度三十分、百メートルの点
- 基点共第七十六号 海部郡美波町木岐通称大辰巳島最高頂
- ロ 基点共第七十六号から百七十九度三十分、百メートルの点
- 基点共第七十七号 海部郡美波町木岐、恵比須浜界通称阿瀬比の鼻
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 海部郡美波町木岐、赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

- 一 公示番号 共第三百二十三号

二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種共同漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
いわし小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町木岐地先  
4 漁場の区域 次の基点共第七十二号、基点共第七十三号、基点共第七十四号、イ、ロ及び基点共第七十七号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点共第七十二号 海部郡美波町木岐通称浜詰  
基点共第七十三号 海部郡美波町木岐通称赤塔  
基点共第七十四号 海部郡美波町木岐通称小赤塔  
基点共第七十五号 海部郡美波町木岐通称沖塔  
イ 基点共第七十五号から八十九度三十分、百メートルの点  
基点共第七十六号 海部郡美波町木岐通称大辰巳島最高頂  
ロ 基点共第七十六号から百七十九度三十分、百メートルの点  
基点共第七十七号 海部郡美波町木岐、恵比須浜界通称阿瀬比の鼻  
制限又は条件 なし  
三 関係地区 海部郡美波町木岐、赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

一 公示番号 共第百三十四号  
二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種共同漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで

いわのり漁業 一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

ふのり漁業 一月一日から十二月三十一日まで

とこぶし漁業 一月一日から十二月三十一日まで

あわび漁業 一月一日から十二月三十一日まで

さざえ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

たかつべ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで

たこ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

うに漁業 一月一日から十二月三十一日まで

なまこ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町地先  
4 漁場の区域 次の基点共第七十七号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点共第八十八号の各点を順次に結んだ七直線並びに基点共第八十一号及び基点共第八十二号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

イ 基点共第七十七号 海部郡美波町木岐、恵比須浜界通称阿瀬比の鼻

ロ 基点共第七十七号から百七十九度三十分、五百メートルの点

ハ 基点共第七十八号 海部郡美波町通称田井の岩

ニ 基点共第七十八号から百七十九度三十分、五百メートルの点

ホ 基点共第八十三号 海部郡美波町通称平家島最高頂

ヘ 基点共第八十五号 海部郡美波町通称大磯

基点共第八十五号から百二十四度三十分、五百メートルの点

基点共第八十八号 海部郡美波町、牟岐町界通称上げ石

基点共第八十八号から百三十四度三十分、千メートルの点

基点共第八十一号 海部郡美波町日和佐川左岸厄除橋基部

- 三 基点共第百八十二号 海部郡美波町日和佐川右岸厄除橋基部  
制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡美波町赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

- 一 公示番号 共第百三十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
いわし小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第百七十七号、イ、ロ及び基点共第百八十八号の各点を順次に結んだ三直線並びに基点共第百七十九号及び基点共第百八十号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
  - イ 基点共第百七十七号 海部郡美波町木岐、恵比須浜界通称阿瀬比の鼻
  - ロ 基点共第百八十八号 海部郡美波町、牟岐町界通称上げ石
- 基点共第百七十九号 海部郡美波町日和佐港左岸防波堤突端
- 基点共第百八十号 海部郡美波町日和佐港右岸防波堤突端
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 海部郡美波町赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

- 一 公示番号 共第百三十六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町沖合

- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径五百メートルの円周によって囲まれた区域  
  - 基点共第百七十七号 海部郡美波町木岐、恵比須浜界通称阿瀬比の鼻
  - イ 基点共第百七十七号から百五十五度、千九百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 海部郡美波町赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

- 一 公示番号 共第百三十七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
  - 基点共第百八十七号 海部郡美波町長瀬
  - イ 基点共第百八十七号から百七十四度三十分、千二百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 海部郡美波町赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

漁業の名称	漁業時期
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 公示番号 共第百三十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期
- 3 漁場の位置 海部郡美波町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径五百メートルの円周によって囲まれた区域  
  - 基点共第百八十八号 海部郡美波町、牟岐町界通称上げ石
  - イ 基点共第百八十八号から百十一度三十分、二千六百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 海部郡美波町赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

- 一 公示番号 共第百二十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つさいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
基点共第百八十四号 海部郡美波町通称指ヶ鼻  
イ 基点共第百八十四号から百七十四度、千九百五十メートルの点  
制限又は条件 なし
- 三 関係地区 海部郡美波町赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

- 一 公示番号 共第百四十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひろめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

とこぶし漁業 一月一日から十二月三十一日まで

あわび漁業 一月一日から十二月三十一日まで

ささえ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

たかつべ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

ちゃんばらがい漁業 一月一日から十二月三十一日まで

いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで

たこ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

うに漁業 一月一日から十二月三十一日まで

なまこ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡牟岐町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第百八十八号、イ、ロ、ハ及び基点共第百九十三号の各点を順次に結んだ四直線並びに基点共第百九十一号及び基点共第百九十二号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
イ 基点共第百八十八号 海部郡美波町、牟岐町界通称上げ石  
ロ 基点共第百八十九号 海部郡牟岐町大字灘通称小島の端  
ハ 基点共第百九十三号 海部郡牟岐町、海陽町界通称丸島最高頂  
基点共第百九十四号 海部郡牟岐町大字牟岐浦出羽島西南端通称カシラ  
基点共第百九十一号 海部郡牟岐町牟岐川左岸大川橋基部  
基点共第百九十二号 海部郡牟岐町牟岐川右岸大川橋基部
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 海部郡牟岐町

- 一 公示番号 共第百四十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ささえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ちゃんばらがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひろめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ちやんばらい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡牟岐町地先

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びイの各点を順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第百九十五号 海部郡牟岐町大字牟岐浦権投島最高頂

- イ 基点共第百九十五号から三百五十九度三十分、五百メートルの点  
 基点共第百九十六号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島東端通称マサキ  
 ロ 基点共第百九十六号から八十九度三十分、七百メートルの点  
 基点共第百九十七号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島南端通称サモト  
 ハ 基点共第百九十七号から百七十九度三十分、五百メートルの点  
 基点共第百九十八号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島通称トマクボ  
 ニ 基点共第百九十八号から二百四度三十分、五百メートルの点  
 基点共第百九十九号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島通称クイシ  
 ホ 基点共第百九十九号から二百六十九度三十分、五百メートルの点  
 基点共第百九十四号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島北端通称マナサキ  
 ヘ 基点共第百九十四号から三百十四度三十分、五百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡牟岐町

- 一 公示番号 共第百四十二号  
 二 免許の内容たるべき事項  
 1 漁業の種類 第一種共同漁業  
 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひろめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで

さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ちゃんばらい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡牟岐町地先  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びイの各点を順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- イ 基点共第二百号 海部郡牟岐町大字牟岐浦津島東北端
  - ロ 基点共第二百一号 海部郡牟岐町大字牟岐浦津島東端
  - ハ 基点共第二百二号 海部郡牟岐町大字牟岐浦通称沖小津島最高頂
  - ニ 基点共第二百四号 海部郡牟岐町大字牟岐浦出羽島西南端通称カシラ
  - ホ 基点共第二百四号から二百六十九度三十分、五百メートルの点
  - へ 基点共第二百三十三号 海部郡牟岐町大字牟岐浦出羽島西北端
- 三 制限又は条件 なし  
四 関係地区 海部郡牟岐町

- 一 公示番号 共第四百四十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業 時期
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
----------	-----------------

3 漁場の位置 海部郡牟岐町地先  
4 漁場の区域 次の基点共第八十八号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト及び基点共第九十三号の各点を順次に結んだ八直線並びに基点共第九十一号及び基点共第九十二号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- イ 基点共第八十八号 海部郡美波町、牟岐町界通称上げ石
  - ロ 基点共第九十六号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島東端通称マサキ
  - ハ 基点共第九十七号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島南端通称サモト
  - ニ 基点共第二百二号 海部郡牟岐町大字牟岐浦通称沖小津島最高頂
  - ホ 基点共第二百四号 海部郡牟岐町大字牟岐浦出羽島西南端通称カシラ
  - へ 基点共第二百四号から二百六十九度三十分、五百メートルの点
  - ト 基点共第二百八号 海部郡海陽町浅川通称網代崎
  - チ 基点共第九十三号 海部郡牟岐町、海陽町界通称丸島最高頂
  - ト 基点共第九十号 海部郡牟岐町大字牟岐浦通称小張の鼻
- 三 制限又は条件 なし  
四 関係地区 海部郡牟岐町

- 一 公示番号 共第四百四十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業 時期
ぶり飼付漁業	十月十日から一月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡牟岐町沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点共第百九十七号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島南端通称サモト

イ 基点共第百九十七号から二百八十三度三十分、千二百メートルの点

ロ 基点共第百九十七号から百七十九度三十分、二百メートルの点

ハ 基点共第百九十七号から百七十九度三十分、千三百メートルの点

ニ 基点共第百九十七号から二百六十度三十分、千七百メートルの点

制限又は条件 なし

四 関係地区 海部郡牟岐町

一 公示番号 共第百四十五号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第三種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡牟岐町沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点共第百九十六号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島東端通称マサキ

イ 基点共第百九十六号から九十九度三十分、千三百メートルの点

ロ 基点共第百九十六号から百十六度三十分、二千八百メートルの点

基点共第百九十七号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島南端通称サモト

ハ 基点共第百九十七号から百七十四度三十分、千九百メートルの点

ニ 基点共第百九十七号から百七十四度三十分、五百メートルの点

制限又は条件 なし

四 関係地区 海部郡牟岐町

一 公示番号 共第百四十六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第三種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡牟岐町沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域

基点共第百九十四号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島北端通称マナサキ

イ 基点共第百九十四号から二百六十九度三十分、三百メートルの点

ロ 基点共第百九十九号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島通称クイシ

基点共第百九十九号から二百六十九度三十分、二百メートルの点

ハ 基点共第百九十七号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島南端通称サモト

基点共第百九十七号から二百六十九度三十分、千五百メートルの点

ニ 基点共第百九十七号から二百六十九度三十分、二千三百メートルの点

ホ 基点共第百九十四号から二百六十九度三十分、千四百メートルの点

制限又は条件 なし

四 関係地区 海部郡牟岐町

一 公示番号 共第百四十七号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひろめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ささえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川地先  
 4 漁場の区域 次の基点共第九十三号、イ、ロ、ハ、ニ、基点共第二百十号及び基点共第二百九十九号の各点を順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに、ヌ、ル及びワの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点共第九十三号 海部郡牟岐町、海陽町界通称丸島最高頂  
 基点共第二百四号 海部郡牟岐町大字牟岐浦出羽島西南端通称カシラ  
 イ 基点共第九十三号から基点共第二百四号見通し線上千メートルの点  
 基点共第二百五号 海部郡海陽町浅川字加島最高頂  
 ロ 基点共第二百五号から百九十九度三十分、七百メートルの点  
 基点共第二百八号 海部郡海陽町浅川通称網代崎  
 ハ 基点共第二百八号から五十四度三十分、七百メートルの点  
 基点共第二百十号 海部郡海陽町大里通称高磯  
 ニ 基点共第二百十号から百四度三十分、八百メートルの点  
 基点共第二百九号 海部郡海陽町浅川、大里界  
 ホ 基点共第二百六号から五十一度、千七百七メートルの点  
 ヘ 基点共第二百六号から七十三度三十分、千六十九メートルの点  
 ト 基点共第二百六号から七十三度、九百八十一メートルの点  
 チ 基点共第二百六号から五十三度、千五十三メートルの点  
 リ 基点共第二百六号から百三十三度三十分、千二百二十メートルの点  
 ヌ 基点共第二百六号から七十八度、九百八十三メートルの点  
 ル 基点共第二百六号から七十七度三十分、千七十二メートルの点  
 ワ 基点共第二百六号から百七十七度三十分、千八百八十八メートルの点

三 制限又は条件 なし  
 四 関係地区 海部郡海陽町浅川

一 公示番号 共第四百四十八号  
 二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第二種共同漁業	
2 漁業の名称及び漁業時期	
漁業の名称	漁業時期
いわし小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川地先  
 4 漁場の区域 次の基点共第九十三号、イ、ロ、ハ、基点共第二百十号及び基点共第二百九十九号の各点を順次に結んだ五直線並びに基点共第二百六号及び基点共第二百七号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに、ヌ、ル及びワの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点共第九十三号 海部郡牟岐町、海陽町界通称丸島最高頂  
 基点共第二百四号 海部郡牟岐町大字牟岐浦出羽島西南端通称カシラ  
 基点共第九十九号 海部郡牟岐町大字牟岐浦通称小張の鼻  
 基点共第二百八号 海部郡海陽町浅川通称網代崎  
 ニ 基点共第二百八号から八十九度三十分、千メートルの点  
 イ 基点共第九十三号及び基点共第二百四号を結んだ直線と基点共第九十九号及びニを結んだ直線との交点  
 ロ 基点共第二百八号から八十九度三十分、千八百メートルの点  
 ハ 基点共第二百十号 海部郡海陽町大里通称高磯  
 ホ 基点共第二百十号から百四度三十分、千メートルの点  
 ヘ 基点共第二百九号 海部郡海陽町浅川、大里界  
 ト 基点共第二百六号 海部郡海陽町浅川港左岸防波堤突端  
 チ 基点共第二百七号 海部郡海陽町浅川港右岸防波堤突端  
 リ 基点共第二百六号から五十一度、千七百七メートルの点  
 ヌ 基点共第二百六号から七十三度三十分、千六十九メートルの点  
 ル 基点共第二百六号から七十三度、九百八十一メートルの点  
 ワ 基点共第二百六号から五十三度、千五十三メートルの点  
 基点共第二百六号から百三十三度三十分、千二百二十メートルの点  
 基点共第二百六号から七十八度、九百八十三メートルの点  
 基点共第二百六号から七十七度三十分、千七十二メートルの点  
 基点共第二百六号から百七十七度三十分、千八百八十八メートルの点

三 制限又は条件 なし  
 四 関係地区 海部郡海陽町浅川

一 公示番号 共第四百四十八号  
 二 免許の内容たるべき事項



- 一 公示番号 共第百四十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百メートルの円周によって囲まれた区域  
 基点共第百九十七号 海部郡牟岐町大字牟岐浦大島南端通称サモト  
 基点共第百四号 海部郡牟岐町大字牟岐浦出羽島西南端通称カシラ  
 イ 基点共第百九十七号から基点共第百四号見通し線上、基点共第百四号から千三百五十メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡海陽町浅川

- 一 公示番号 共第百五十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町網代崎沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径二百五十メートルの円周によって囲まれた区域  
 基点共第百二十八号 海部郡海陽町浅川通称網代崎  
 イ 基点共第百二十八号から百十四度三十分、二千五百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡海陽町浅川

- 一 公示番号 共第百五十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ちゃんばらい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町大里及び鞆浦地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第百九号、基点共第百十号、イ、ロ、ハ、基点共第百十七号及び基点共第百十五号の各点を順次に結んだ六直線並びに基点共第百十三号及び基点共第百十四号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点共第百九号 海部郡海陽町浅川、大里界  
 基点共第百十号 海部郡海陽町大里通称高磯  
 イ 基点共第百十号から百四度三十分、八百メートルの点  
 ロ 基点共第百十六号 海部郡海陽町鞆浦通称小島最高頂  
 基点共第百十七号 海部郡海陽町穴喰浦通称乳ノ崎  
 ハ 基点共第百十七号から百七十九度三十分、二百メートルの点  
 基点共第百十五号 海部郡海陽町鞆浦通称愛宕山裾東端  
 基点共第百十三号 海部郡海陽町大里字浜崎三九番の二に標示した標識  
 基点共第百十四号 海部郡海陽町鞆浦海部川右岸導流堤基部

- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡海陽町鞆浦

- 一 公示番号 共第百五十二号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 第二種共同漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
いわし小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町大里及び鞆浦地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第百九号、基点共第百十号、イ、ロ、ハ、基点共第百十七号及び基点共第百十五号の各点を順次に結んだ六直線並びに基点共第百二十三号及び基点共第百十四号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点共第百九号 海部郡海陽町浅川、大里界
- 基点共第百十号 海部郡海陽町大里通称高磯
- イ 基点共第百十号から百四度三十分、千メートルの点
- 基点共第百十六号 海部郡海陽町鞆浦通称小島最高頂
- ロ 基点共第百十六号から八十九度三十分、二千五百メートルの点
- 基点共第百十七号 海部郡海陽町穴喰浦通称乳ノ崎
- ハ 基点共第百十七号から百七十九度三十分、二百メートルの点
- 基点共第百十五号 海部郡海陽町鞆浦通称愛宕山裾東端
- 基点共第百十三号 海部郡海陽町大里字浜崎三九番の二に標示した標識
- 基点共第百十四号 海部郡海陽町鞆浦海部川右岸導流堤基部
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 海部郡海陽町鞆浦

- 一 公示番号 共第百五十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 第三種共同漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ぶり飼付漁業	十月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町鞆浦沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
- 基点共第百十六号 海部郡海陽町鞆浦通称小島最高頂
- イ 基点共第百十六号から九十七度三十分、千八百五十メートルの点
- ロ 基点共第百十六号から百四度三十分、二千四百メートルの点
- ハ 基点共第百十六号から百八十八度三十分、二千二百五十メートルの点
- ニ 基点共第百十六号から百十六度三十分、千六百五十メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 海部郡海陽町鞆浦

- 一 公示番号 共第百五十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 第一種共同漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ちゃんばらがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで

たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町鞆浦及び穴喰浦地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第二百十五号及び基点共第二百十七号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点共第二百十五号 海部郡海陽町鞆浦通称愛宕山裾東端
  - 基点共第二百十七号 海部郡海陽町穴喰浦通称乳ノ崎
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡海陽町鞆浦、穴喰浦、久保、日比原、尾崎、芥附、角坂、広岡、小谷、塩深、船津及び久尾

- 一 公示番号 共第百五十五号
- 二 免許の内容たるべき事項

漁業の名称	漁業時期
いわし小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期
- 3 漁場の位置 海部郡海陽町鞆浦及び穴喰浦地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第二百十五号及び基点共第二百十七号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点共第二百十五号 海部郡海陽町鞆浦通称愛宕山裾東端
  - 基点共第二百十七号 海部郡海陽町穴喰浦通称乳ノ崎
- 制限又は条件 なし
- 三 関係地区 海部郡海陽町鞆浦、穴喰浦、久保、日比原、尾崎、芥附、角坂、広岡、小谷、塩深、船津及び久尾

- 一 公示番号 共第百五十六号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町鞆浦及び穴喰浦地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第二百十七号、イ、ロ及び基点共第二百十八号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点共第二百十七号 海部郡海陽町穴喰浦通称乳ノ崎
  - イ 基点共第二百十七号から百七十九度三十分、四百メートルの点
  - ロ 基点共第二百十八号 海部郡海陽町穴喰浦通称烏帽子岩
  - 基点共第二百十八号から百七十九度三十分、四百メートルの点
- 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡海陽町鞆浦、穴喰浦、久保、日比原、尾崎、芥附、角坂、広岡、小谷、塩深、船津及び久尾

- 一 公示番号 共第百五十七号
- 二 免許の内容たるべき事項

漁業の名称	漁業時期
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

ちゃんばらがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町地先
- 4 漁場の区域 次の基点共第二百十七号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、基点共第二百二十四号及び基点共第二百二十五号の各点を順次に結んだ七直線並びに基点共第二百二十号及び基点共第二百二十一号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - イ 基点共第二百十七号 海部郡海陽町穴喰浦通称乳ノ崎
  - 基点共第二百十七号から百七十九度三十分、二百メートルの点
  - 基点共第二百十八号 海部郡海陽町穴喰浦通称烏帽子岩
  - 基点共第二百十八号から百七十九度三十分、二百メートルの点
  - ロ 基点共第二百十九号 海部郡海陽町穴喰浦通称乳の基に標示した標識
  - 基点共第二百十九号から二百九度三十分、千メートルの点
  - ハ 基点共第二百二十号 海部郡海陽町穴喰浦通称竹島三崎
  - 基点共第二百二十号から九十四度三十分、千メートルの点
  - ニ 基点共第二百二十三号 海部郡海陽町穴喰浦通称竹島三崎
  - 基点共第二百二十三号から百三十四度三十分、五百メートルの点
  - ホ 基点共第二百二十四号 徳島県、高知県界
  - 基点共第二百二十五号 徳島県、高知県界
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡海陽町穴喰浦、久保、日比原、尾崎、芥附、角坂、広岡、小谷、塩深、船津及び久尾
- 一 公示番号 共第百五十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第二種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

いわし小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いそ建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町地先
  - 4 漁場の区域 次の基点共第二百十八号、イ、ロ、基点共第二百二十四号及び基点共第二百二十五号の各点を順次に結んだ四直線並びに基点共第二百二十号及び基点共第二百二十一号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
    - イ 基点共第二百十八号 海部郡海陽町穴喰浦通称烏帽子岩
    - 基点共第二百十八号から百七十九度三十分、四百メートルの点
    - ロ 基点共第二百二十四号 徳島県、高知県界二子島最高頂
    - 基点共第二百二十四号から百二十九度三十分、二千メートルの点
    - 基点共第二百二十五号 徳島県、高知県界
    - 基点共第二百二十号 海部郡海陽町穴喰浦字穴喰二一番の二に標示した標識
    - 基点共第二百二十一号 海部郡海陽町穴喰浦穴喰川右岸導流堤基部
  - 三 制限又は条件 なし
  - 四 関係地区 海部郡海陽町穴喰浦、久保、日比原、尾崎、芥附、角坂、広岡、小谷、塩深、船津及び久尾
  - 一 公示番号 共第百五十九号
  - 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 第二種共同漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期
- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 漁業の名称  | 漁業時期            |
| いそ建網漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
- 3 漁場の位置 海部郡海陽町沖合
  - 4 漁場の区域 次のイを中心として半径千メートルの円周によって囲まれた区域
    - イ 基点共第二百十七号 海部郡海陽町穴喰浦通称乳ノ崎
    - 基点共第二百十七号から百七十四度三十分、二千五百メートルの点
  - 三 制限又は条件 なし
  - 四 関係地区 海部郡海陽町穴喰浦、久保、日比原、尾崎、芥附、角坂、広岡、小谷、塩深、船津及び久尾
  - 一 公示番号 共第百六十号
  - 二 免許の内容たるべき事項

漁業の名称

漁業時期

漁業の名称

漁業時期

- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つぎいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点共第二百十七号 海部郡海陽町穴喰浦通称乳ノ崎

イ 基点共第二百十七号から百九十七度、二千二百五十メートルの点

ロ 基点共第二百十七号から百七十五度、二千メートルの点

ハ 基点共第二百十七号から百七十七度、三千五十メートルの点

ニ 基点共第二百十七号から百九十度、三千二百メートルの点

制限又は条件 なし

- 三 制限又は条件

海部郡海陽町穴喰浦、久保、日比原、尾崎、芥附、角坂、広岡、小谷、塩深、船津及び久尾

- 一 公示番号 共第百六十一号
- 二 免許の内容たるべき事項

一 公示番号 共第百六十一号

- 1 漁業の種類 第三種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
つぎいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径五百メートルの円周によって囲まれた区域

基点共第二百二十二号 海部郡海陽町穴喰浦通称わる島塔

イ 基点共第二百二十二号から百度、二千二百メートルの点

制限又は条件 なし

- 三 制限又は条件

海部郡海陽町穴喰浦、久保、日比原、尾崎、芥附、角坂、広岡、小谷、塩深、船津及び久尾

- 一 公示番号 共第百六十二号
- 二 免許の内容たるべき事項

一 公示番号 共第百六十二号

- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あおさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ささえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点共第百二十七号 阿南市榑泊町那波江防波堤基部
- イ 基点共第百二十七号から十七度、二百メートルの点
- 基点共第百二十四号 阿南市榑泊町大江通称イナゴエ簀に標示した標識
- 基点共第九十三号 阿南市中林町沖合通称舟磯最高頂
- 基点共第百二十七号の一 阿南市榑泊町那波江に標示した標識
- ロ イ及び基点共第百二十四号を結んだ直線と基点共第九十三号及び基点共第百二十七号の一を結んだ直線の交点
- ハ 基点共第百二十七号の一から基点共第九十三号見通し線上四千二百六十メートルの点
- ニ 基点共第百二十七号から十七度、三千二百メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 阿南市榑泊町及び伊島町

- 一 公示番号 共第百六十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あおさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

あわび漁業 一月一日から十二月三十一日まで

さざえ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

たかつべ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

いがい漁業 一月一日から十二月三十一日まで

かき漁業 一月一日から十二月三十一日まで

いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで

たこ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

うに漁業 一月一日から十二月三十一日まで

なまこ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市榑泊町地先

4 漁場の区域 次の基点共第百二十九号の一、イ、ロ、ハ及び基点共第百三十五号の各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点共第百二十九号の一 阿南市榑泊町燈崎に標示した標識

イ 基点共第百二十九号の一から百五十四度、二百メートルの点

基点共第百三十七号 阿南市榑泊町平松東側通称背浦崎西端

ロ 基点共第百三十七号から阿南市榑泊町大深原、榑泊町小吹川原界見通し線上五百メートルの点

基点共第百三十五号 阿南市榑泊町堂ヶ坂忠魂碑

基点共第百三十六号 阿南市榑泊町須屋西側須屋川左岸下流端

ハ 基点共第百三十五号から基点共第百三十六号見通し線上七十五メートルの点

三 制限又は条件

四 関係地区 阿南市榑泊町及び伊島町

一 公示番号 共第百六十四号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第三種共同漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たかつべ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

ぶり飼付漁業

十月一日から三月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町沖合
- 4 漁場の区域 次のイを中心として半径五百メートルの円周によつて囲まれた区域  
基点共第百八十八号 海部郡美波町、牟岐町界通称上げ石  
イ 基点共第百八十八号から百一十一度三十分、二千六百メートルの点  
なし
- 三 制限又は条件 なし
- 四 関係地区 海部郡美波町赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

(以上各免許に共通する事項)

- 一 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 二 申請期間 平成二十五年六月一日から同月三十日まで
- 三 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

内水面関係

区画漁業

公示番号 内区第一号	漁業の名称	漁業時期
免許の内容たるべき事項		
1 漁業の種類 第一種区画漁業		
2 漁業の名称及び漁業時期		
のり養殖業		九月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市大津町地先の旧吉野川
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

- イ 基点内区第一号 鳴門市大津町矢倉旧吉野川左岸三・〇キロメートルキロ杭
  - ロ 基点内区第一号から百六十七度三十分、七十メートルの点
  - ハ 基点内区第一号から百三十二度三十分、十メートルの点
  - ニ 基点内区第二号 鳴門市大津町矢倉旧吉野川左岸二・六キロメートルキロ杭
  - ホ 基点内区第二号から百九度三十分、六十メートルの点
  - 基点内区第二号から百三十九度、九十メートルの点
- 三 地元地区 鳴門市大津町

公示番号 内区第二号

- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	九月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市大津町地先の旧吉野川
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

- イ 基点内区第二号の二 鳴門市大津町矢倉字浜手一の三路傍祠
  - ロ 基点内区第二号の二から二百三十四度、百二十一メートルの点
  - ハ 基点内区第二号の二から二百五十四度、百四十一メートルの点
  - ニ 基点内区第二号の二から二百九十八度、七十八メートルの点
- 三 地元地区 鳴門市大津町

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	十月十日から二月末日まで

- 3 漁場の位置 徳島市春日地先の鮎喰川
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、基点内区第六号の一及びイの各点を順次に結んだ六直線によつて囲まれた区域

- イ 基点内区第六号の一 徳島市春日二丁目通称コンニャク橋跡南端に標示した標識
  - ロ 基点内区第六号の一から二百六十度、二百五十五メートルの点
  - ハ 基点内区第六号の一から二百七十五度三十分、二百六十二メートルの点
  - ニ 基点内区第六号の一から二十一度三十分、百七十二メートルの点
  - ホ 基点内区第六号の一から六十七度、二百七十五メートルの点
  - 基点内区第六号の一から六十九度、二百七十五メートルの点
  - 徳島市助任本町、北田宮一丁目、北田宮二丁目、吉野本町、東吉野町、北沖洲一丁目から北沖洲四丁目まで、南沖洲一丁目から南沖洲五丁目
- 三 地元地区

## 徳島県告示第五百十四号

平成二十五年徳島県告示第三百四十四号（漁業法の規定に基づく定置漁業、区画漁業及び共同漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を定めた件）の一部を次のように訂正する。

平成二十五年八月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

海面関係の共同漁業の公示番号共第百六十三号の二の4を次のように改める。

4 漁場の区域 次の基点共第百二十九号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点共第百三十五号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点共第百二十九号 阿南市椿泊町燧崎

基点共第百三十号 阿南市椿町舞子島通称洲鼻

イ 基点共第百二十九号から基点共第百三十号見通し線上二百メートルの点

基点共第百二十九号の一 阿南市椿泊町燧崎に標示した標識

ロ 基点共第百二十九号の一から百五十四度、二百メートルの点

基点共第百三十七号 阿南市椿町平松東側通称背中浦崎西端

ハ 基点共第百三十七号から阿南市椿町大深原、椿泊町小吹川原界見通し線上五百メートルの点

基点共第百三十五号 阿南市椿町堂ヶ坂忠魂碑

基点共第百三十六号 阿南市椿町須屋西側須屋川左岸下流端

ニ 基点共第百三十五号から基点共第百三十六号見通し線上七十五メートルの点